

# **“ZOKUSETSU-SEIGO SHOKA-HITSUYOUKI”**

## **-a Reprint and an explanation 1**

**Yasuyuki Nakamori**  
**Makiko Mitsui**

### *Abstract*

Written by Sadatoshi Tateishi in Horeki 6 (1756), “SHOKA-HITSUYOUKI” is a book about the origin and mental attitude of a carpenter. As can be seen from the “ZOKUSETSU-SEIGO (correction of the popular beliefs)” of the subtitle, part of the contents are concerned with explaining and then refuting what was believed by the public in those days. For example, although everyone believe that Shotoku-taishi is a carpenter’s originator, he is not so, because a temple was built before his birth. Although there are many books by carpenter publisheds from the Edo to Meiji periods, it is one of a few books which deal with more than simply technique.

“SUHARAYA-MOHEE”, the greatest publisher of that time published this book, in the “Sensyobo” style. It is left in every place even now, and it is supposed that it was read by many carpenters.

In this paper, we will reprint a text – commentary on “SHOKA-HITUYOUKI”. Deciphering this book will tell us what, carpenters of the time prized other than skill acquisition.



底本には、上之巻は国立公文書館蔵本（183-0691）、中之巻は都立中央図書館加賀文庫蔵本（3475/1）を用いた。  
貴重な資料の閲覧ならびに使用をご快諾頂いた両機関に厚く御礼申し上げます。

本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）（課題番号 21520188）の成果の一部である。

ゆへ むねてんわう ぞうもん すなはちおほわかこみことみことりの

故、此旨天皇へ奏聞ありければ、則大若子の命に勅ありて、丹波国

ゆき さんかう ぎ たおきほおひのみことひこざしりのみこと はつこ

へ往て遷幸の義を申上らる。又、手置帆負命・彦狭知命二神の裔に

めい き きり つく めう さ、みことみことりの

命じ山の材を伐とり宮を造らせ給ひ、明年七月七日大佐々命に 勅

とよけお、んがみむかへ ひらお かりみや たて

有て、丹波国より豊受太神を迎奉り、伊勢山国の平尾に行宮を建て

こゝ やと

爰に三ヶ月宿し奉る。其後九月十六日に、今の御宮地に遷し奉る。外

宮豊受太神宮、是なり。此外撰社・末社も建立あり。是皆、

ほかせつしや まつしや こんりう これみな

手置帆負命・彦狭知命の裔の制作也。又此後は格式定りて、両宮

たおきほおひのみこと ひこざしりのみこと せいさく かくしきなま

共に廿年に一度づ、御宮を造りかへ給ふ。此御鎮座の年より宝曆四年

つく ごちんざ

に至り、千二百七十七年也【内外宮の事は委諸書に有之故、こゝに畧

す】。

### ⊕ 番匠の神御神徳の大意

ばんじやう そじん たおきほおひのみことひこざしりのみこと みぎ しよ しんじよ

番匠の祖神、手置帆負命・彦狭知命の御事、右に書するは神書の

おほむね そのしんかうくはしき しよしよ たより

大概也。其神功の委ことは諸書に便てあきらむべし。上にもいふこ

につほんかいひやくはじめ いへ いはあな つく きよらう

とく、日本開闢の始は人の家といふこともなく、岩穴を造りて居住せ

じん なんぎ あはれみ あはせ もとい おこ

り。其とき二神、人の難儀<sup>17</sup>を憐給ひ、心を合て番匠の基本を起し

しんとくあまね てんか はんえい しよにんいゑ きよ

給ふ。まことに二神の神徳普く天下に繁榮し、今諸人家に居すること

めぐみ しよくうけつぎきうでんおんくたもろく きざい つく

は此二神の御恵也。番匠は此職を受継て宮殿屋宅諸の器財を造る

みな しんきやう しよく さいし やしなふ ひとへ

こと、皆二神の神教なれば、此職をつとめて今日妻子を養事、偏に

これ おん べしうやまひ おけや

是二神の大恩ならずや。番匠たる人は別て敬奉るべし。此外、桶工・

ひものや こびき たけさいくじん つやま

桧器匠・鋸匠・竹細工人等も、此二神を敬ふべし。

匠家必用記中之卷終

とよすきいりひめのみこと さいくう

おんみやぢかみ みかなは

豊鋤入姫命を齋宮とし給ふ。然ども此御宮地神の御こゝろに叶ざ

くにくしよく

みやとこらうとめ みわ みまろ

りにしや。是より国々所々に大宮地を竟給ひ、大和国三輪の御諸の

みや めい やまとひめのみこと さいくう

宮にて御姪の大倭姫命に齋宮をゆづり給へり。是より又、所々に

せんかう

およそ ぎしやう すいにんでんわう

遷幸<sup>ウ</sup>まします。凡此御宇より垂仁天皇の御宇迄、国々所々に宮を

こんりう

そのかず みな たおきほおひのみこと ひこさしりのみこと

建立し給ふこと、其数かぞへがたし。皆、手置帆負命・彦狭知命の

はつこめい つく

かさぬい さと こちんぎ

裔に命じて造らしめ給ふとかや。此笠縫の里に御鎮座ありし年より

今宝曆四年迄、千八百四十五年になる也。

⑧ 天照太神五十鈴の川上に御鎮座の事

いすゞ かわのほとり こちんぎ

やまとひめのみことくにくしよく みやぢ もとめ おんがみ

大倭姫命、国々所々に宮地を求給へども、とかく太神の御心に叶ざ

そのちいせのくに いた

りにしや。其後伊勢国に至り給ふ。ときに<sup>15</sup>天照太神、大倭姫命に誨

のたまはく

このかみかぜいせのくに とこよ なみしきなみよつうましくに

て曰、是神風伊勢国は常世の浪重浪帰可怜国也。此国に居らんと

おぼす かるがめへ おしへしだがひ おんみやどころ さだめ このゆへ

欲と。故に、太神の教に随て御宮地を定め給ふ。此故に大倭姫命

しよし めい

いすゞ かわのほとり くさき きり いし いし

諸氏に命じ給ふは、五十鈴の川上の艸木を伐はらひ、大石小石を

たいらか

ち かちひ みやぢ さだ

平にし、地の高卑をならして宮地を定むべし。又、手置帆負命・

ひこさしりのみことはつこ めい

まついんばしら のち みや つく

彦狭知命の裔に命じて、先齋柱を立て後御宮を造らしめ、天照太神

うつ しづめ

こらしやまつしや こんりう

を遷し鎮め奉る。今の内宮是なり。此とき所々に枌社末社を建立し給

そのかずお、 これ

はつこ

ふ。其数多し。是又、手置帆負命・彦狭知命の裔に命じて造らしむ。

此御鎮座の年より宝曆四年迄、千七百五十六年なり。

⑨ 豊受太神山田原に御鎮座の事

とよけお、んがみやまだのほら こちんぎ

天照太神、伊勢国宇治の五十鈴の川上に鎮座し給ひて後、四百八十

へ ゆうりやく ぎまう

一年を歴て雄略天皇の御宇廿一年冬十月、天照太神、大倭姫命に誨<sup>覚</sup>

給ふは、丹波国魚井の原に座す豊受太神を我座国に遷し奉れと<sup>16</sup>有し

さかない ほん ましまとよけお、んがみ わかますくに うつ

やまとひめのみこと おしへさと

命は忌部の祖神なるによつて、御孫天富命社を建立して尊崇し給ふ

也。此外諸神の孫、所々の物を造りて天皇へ捧給ふ也。凡此ときよ

り王業盛に行れ、三種の神宝を正殿に安置し給ひて、神国の貴きこ

とを民にしらしめ給ひ、中臣・忌部の二氏は神祇を祖祀の儀を掌りて、

天津罪、国津罪を解除ひ、大伴氏・物部氏は朝敵退治の権を」<sup>13</sup> 掌

にし、其外神代より伝ふる神々の子孫をして、それくの職に任し給

ふ。誠に神武天皇の神威四海にみちて、一人も敵する者なく永く太平

の国となし給ひ、皇統万々歳天地と窮なき人皇の基本を起し給ふ。

神功誰しもこれを仰貴ずといふことなし。此檀原に内裏を建立し給

ふ年より今宝暦四年迄、二千四百十四年になりぬ。

⑦ 天照太神笠縫の里に御鎮座の事

に、きのみことひうが たかちは みね あまくだ あまてらすおんがみみくさ

の神宝を授給ひて、此国の主としたまふ。よつて皇孫尊へ勅して曰、

此宝鏡をみまさんこと、我をみるがごとくすべし。床を同じ、殿

を供にして、斎の鏡となすべしとの神勅によりて、御同殿に斎ひ祭

り給ふ。人皇初代神武天皇も厚く神を尊敬し給ひ、神代の教のごと

く三種の神宝を御同殿に斎ひましくける。然に、人皇十代崇神天皇

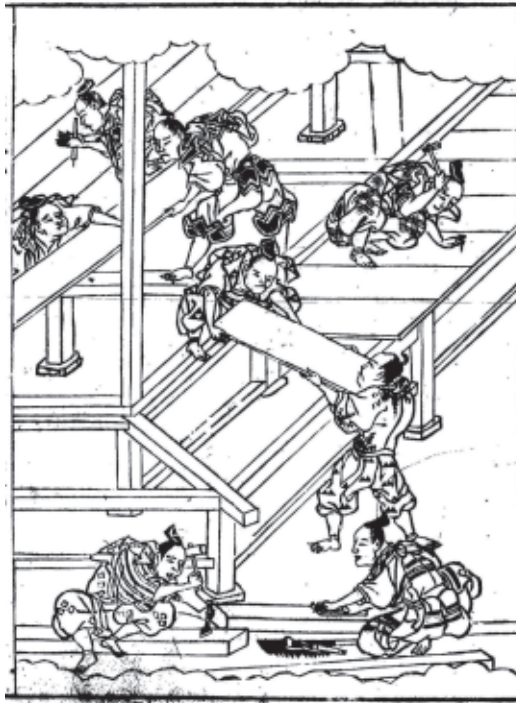
にいたりて、甚神威をおそれ給ひ、供に住こと安からずとおぼし召て、

更に石凝姥神の裔、又<sup>14</sup>天目一箇命の裔二氏に命して劔鏡を造ら

しめ、御身の護とし給ひて、御殿に祭り給ふ。又手置帆負命・

彦狭知命の裔に命して大和国笠縫の里に宮殿を造らしめ、神代よ

り伝ふる劔鏡を遷し鎮め奉り給ふ。天照太神宮是なり。則皇女



(12 丁表)



(11 丁裏)

だいじやうま あた そのくに さんちつ  
大嘗会ののときに当りては其国より所々の産物をさ、げ奉りたまふ

ひわしのみことま あは くに きよらう あさかち うへ そのこほり  
【天日鷲命の孫、阿波の国に居住して麻穀を殖給ふ。ゆへに、其郡を

をま なつ ところ いんべ あは いんべ  
麻殖と名く。今其地に忌部氏の人多し。これを阿波の忌部といふ。

あまのひわしのみこと やしろ  
みな天日鷲命の子孫なり。此ゆへに忌部の人く、山さき村に社を

こんりう まんぎしき をまのこほりにますいんべのしんしや  
建立してうやまひ奉る也。『延喜式』にも麻殖郡座忌部神社

あまのひわしのみこと あまごみのみこと かのあは  
天日鷲命とあれば、由来久しき御社也。又天富命、彼阿波の

いんべ ふさ くに あさかち うへ よ てう ほう  
忌部をわかち総の国へ遺され、麻穀を植させ世の重ウ宝となさしむ

ふさ くに のち かちう  
【総の国は後にわかれて兩國となる。今の上総・下総也。此忌部居住

ところ あわ こほり なつ  
有し地を安房の郡と号く。今の安房の国也。此国に忌部氏の人有と神

あまとみのみこと ところ ふたまたまのみこと やしう こんりう  
書にみへたり。天富命、其地に太玉命の神社を建立し給ふ。是を

あわのやしう すさね  
安房社と号く【今此神社を州崎の神社といふ。此御社こんりうの年よ

り今宝曆四年迄、二千四百十四年になる。由来久しきことなる。太玉

ところ だいら けいさい かしはら きうせき

地に内裏を経営し給ふ【檀原の地は、今葛上郡柏原村に旧跡ありと

もしほぐさ いんべ ちやうあまのみこと たおきほおひのみこと

『藻塩草』にみへたり。よつて忌部の長、天富命は、手置帆負命の

まじひにしりのみこと まじ ひきい しつういはね おほみやはしち たかまのはち

孫・彦狭知命の孫を率て下津磐根ウに大宮柱ふとしく立、高天原に

ちきたか みや つく きうちう くら たて いんぐら なつ

千木高しりて宮殿を造らしむ。又宮中に蔵を建給ふ。これを斎蔵と名

いんべ なか そのしよくよぎ これくら はじめ

く。忌部氏をして永く其職に任し給ふ【是蔵の始ならんか。前に云こ

とく、手置帆負命・彦狭知命は、神代に始て番匠の道を起し給ふ大功

あるゆへに、神代に宮建立ありしときは、此二神に命じて造らしめ給

れい めい だいら つく

ふ。此例によつて神武天皇も二神の孫に命じて内裏を造らしめ、永く

よぎ はつこ たくみかしら

其職に任し給ふ。此故に代々の天皇も、二神の裔を内裏の匠頭と定

みんか ならひ かくしき ふしん こほう

給ふ也。よつておもふに、民家にも是に倣て、格式の普請には古法を

やつく のぞむ あるじ せんぞ つく しせん もつ

不失。家造りに臨では、其主の先祖のとき造りし番匠の子孫を以て

いへ これむかし いかう よ これい

家宅を造ること、是上古の遺風也。是のみならず、余のことも古例

【俗説正誤】匠家必用記（翻刻と解題）（二）

かなふ いんべ しよし ひきい くさく かんたから かぐみ たま

に合事ま、多し。又斎部の諸氏を率て、種々の神宝・鏡・玉・

ゆふ あざあみたへ たて ほご てんわう さげ いんべしよし

木綿・麻織布・盾・矛をつくりて、天皇へ捧奉らしむ【忌部諸氏は、

あまのひわしのみこと まじ たおきほおひのみこと まじ ひにしりのみこと まじ あまのまひつのみこと まじ

天日鷲命孫、手置帆負命孫、彦狭知命孫、天目一箇命孫、

くしあかるたまのみことのお あましみの かしら

櫛明玉命孫也。此とき天富命を首とし】

挿絵（十一丁裏、十二丁表）

みないんべうち こ ほごまほ つくりけんじやう

て、皆忌部氏の御一門なり。手置帆負命の孫、矛竿を制て献上し給

ふなり【此矛竿を献じ給ふこと吉例と成て、毎年矛竿を献し給ひて、

だいとうねんちうまでこのれいむなし きちれい ほごまほ

大同年中迄も此例虚か（ら）ず。此とき手置帆負命孫わかれて讃岐国に

きよちう さぬきのくに

居住あるゆへに、讃岐の忌部と云。なを子孫はびこりて、忌部氏多か

ほご ち ち やり ち

るべし。矛竿は矛の柄なり。今の鏹の柄のたぐひなり。又

あまのひわしのみこと まじ あは くに くだ あさかち うへ けん

天日鷲命の孫は、阿波の国へ下り、麻穀を植て天皇へ献上し給ひ、



こころかなは こころ にかみ ことかつくにかながき めし とひ  
く御心に合ざりしにや。ときにその国<sup>9</sup>神、事勝国勝長狭を召て問

給ふは、宮を造るによき所ありや。長狭の曰、よき宮地有。御心のま、  
みや つく ところ ながさ いはく みやぢあり みこゝろ

に御幸覽あるべしとて導し、吾田の長屋笠狭の崎にいたりたまふ【今  
ごこうらん みちびき あだ ながやかささ さき

此所を宮崎といふ。高千穂の峯を去ること二十里と或抄にみへたり。  
みやさき たかは みね しやう

則長狭の教によつて、其地に宮殿を造営して住給ふ。是より  
すなはちながさ おしへ そのところ みや そごま すみ これ

天 業 専さかんにして、天兒屋根命・天太玉命を補佐の臣とし、  
あまつひつぎつはら あまのこやねのみこと あまのふとたまのみこと ほさ しん

経津主命・武甕槌命は征伐の権を掌り、其外の諸神ともに官職を  
ふつぬしのみこと たけみかづちのみこと せいばつ けん つかさど そのほか しよじん くわんしよぐ

つとめ、皇孫尊を守り侍らしむ。是より地神四代彦<sup>ウ</sup>火々出見尊、  
すべ みまのみこと まも はんべ これ ぢしん ほゝてのみこと

同五代鷓鴣草葺不合尊も此御宮にまし〜き。  
うかや ふきあはせずのみこと このおんみや

⊗ 神武天皇大和国橿原に内裏を建立し給ふ事  
じんむてんわう かしはら たいり こんりう

人皇の始、神武天皇は、鷓鴣草葺不合尊第四の御子也。日向国にま  
にんわう はじめ じんむてんわう うがやふきあはせずのみこと だい おん ひうがのくに

し〜て天下を御し給ふ。然るに近国はよく治れとも、遠国におる  
あめがしたしうしめ しか きんこく おさま えんこく

て動ば皇命にそむく者有。此故に東国征伐をおぼし召立給ひて、  
やゝすれ わうめい もの このゆへ とうこくせいばつ めしたち

皇舟に召れ日向国を出帆して、筑紫の宇佐に至り給ふ【今豊後国宇佐  
みふね めさ ひうがのくに しゆつはん つくし うさ いた

也】。其地に宇佐津彦<sup>10</sup>命、宇佐津姫命といふ人ありて、  
そのところ つひこの みこと うさつひめのみこと

一柱 騰 宮を造りて天皇を待受、大に饗奉る【あしひとつあかりの  
あしひとつあかりのみや つく てんわう まぢうけ みあへ

宮は、「きさはし」「高らん」ある宮也。是其始ならん。具原氏曰、其  
みや これそのはじめ

ときの宮柱の穴とて、呉橋川の川上の水際にありと【。是より  
きびのくに たかしま いた かきわ これ

吉備国高嶋に至り給ひ【今備前国高嶋なり】、行宮を建て爰に三年ま  
きびのくに たかしま いた かきわ たて こゝ

し〜ぬ。是より又御舟に召て難波に至り給ひ、河内国をこへ、  
みふね めし なには かわのちのくに

大和国にいたり給ふ。此時に不順賊徒を悉誅し給ひて、橿原といふ  
やまとのくに このとき まつらはぬぞくとこ しよこちう かしはら

かみこと みやつく のり はしち たか いた ひろ あつ

神事をしらすべき也。宮造りの制は、柱はふとく高く、板は広く厚き

もち きつき よ い

を用ゆべし【杵築の大社は余の社よりも大なるは此謂也】。其外、

たかはし うきはし あま とりぶね つく うみ あそ そなへ ばんじやうがみ

高橋・浮橋・天の鳥船を造りて、海に遊ぶの具とすべき也。番匠神は、

たおき ほおひのみこと ひこざしりのみこと さだむ きいのいんべのとあつおや

手置帆負命・彦狭知命を定べし【日本記】に紀伊斎部遠祖

たおき ほおひのみこと さため かさぬひ ひこざしりのみこと たてぬひ げんじやう

手置帆負命を定て笠縫とし、彦狭知命を盾作とすといへり。元正

てんわう ようろうねんちう いふひとしんわう

天皇養老年中に一品舍人親王『日本記』をゑらみ給ひしとき、此二

じん はつこ なぐさのこおり げう あらかのげう きよしうありゆへ そのせんぞ かみ

神の裔、紀伊国名艸郡、御木郷・鹿香郷に居住有し故、其先祖の神

をさして紀伊忌部遠祖と書給ふ也。天目一箇命を金工と定給ふ【上

いんべのとあつおや かき あまのまひとつのみこと かなたなくみさだめ かみ

にもいふことく、是鍛冶の祖神也。此とき宮入用の金物を造り給ふな

るべし。大己貴命、此詔をうけ給りて、其御子事代主命と

おほあなむつのみこと この みこと のり その こことしめぬしのみこと

もに太神の勅命にしたがひ、事ゆへなく国を皇孫尊に授給ふ。則、

お、んがみちとくめい こと くに すべまのみこと さつげ すなはち

大己貴命の持給ふ所の広矛を二神に授給ひて曰、若此矛をもつ

おほあなむつのみこと もち ところ ひろほじ じん さつげ のたまはくあれこのほこ

【俗説正誤】匠家必用記（翻刻と解題）（二）

くに おさむ こう いますべまのみこと ほこ くに おさ

て国を治るに功あり。今皇孫尊、此矛をもつて国を治め給はゞ、か

へいあん かくれざり じん ほこ うげとり

ならず平安なるべしとの給ひて、隠去給ふ。二神此矛を請取給ひて、

あまてらすお、んがみ このよし

天照太神へ此由を作上られる【此段、大己貴命出雲の大社を建

立し給ふことかくのごとし】。

⑤ 皇孫尊高千穂の峯へ天降り給ふ事ウ

すべまのみこと たちほ みね あまくだ

大己貴命、国を皇孫尊へ授給ふこと上聞に達し、天照太神の御

悦喜かぎりなし。ときに天照太神、高皇産靈尊に語て曰、菅原の

よつこび たかみすびのみこと かなたのたまはく あしはら

瑞穂国は吾孫の主たるべき国也。皇孫尊就て治べし。宝祚の隆事

みづほのくに わがまこ きみ くに すべまのみこと ゆきしらす あまつひつぎ さかへんこと

はまさに天懐と窮なかるべしとの給ひて、三種の神宝を授給ふ。よ

あめつち きはまり みくさ かんだから さつげ

つて諸神付したがひ、天の八重雲を威稜の道別に道別て、筑紫日向の

しよじんつき あま やまぐも いづ わけ ちわけ つくしひうが

高千穂の峯に天降り給ふ。それより方々と宮地を求め給へども、とか

たかほほ みね あまくだ ほうぐ みやち もとめ

とつか つるぎぬい おろち きり つるぎ あまのは、きり つるぎ

十握の劔を抜て、大蛇をすだく<sup>く</sup>に斬給ふ【此劔を天羽々斬の劔と云。

おろち あらまる なつ びぜんのかみあかさかほりいそのかみなまのじんじやまつ

又は蛇の龜正共号く。今備前国赤坂郡、石上魂神社に祭る。又は

やまとのくにぞのかみ しんじや まつ そのを いた つるぎ は

大和国石上の神社に祭るともいへり。其尾に至りて劔の刃すこし

かけ ゆへ さい れいみ つるぎ あま くも ぎよけん なづ

缺ぬる故、割てみ給ふに、靈異なる劔あり。天のむら雲の御劔と号<sup>う</sup>

これ しゆ かんたから けいかうてんわう ぎようひがし ぞくとお

く【是三種の神宝の一つなり。景行天皇の御宇東に賊徒起りしとき、

わうしやまたけるのみことこのぎよけん はつかう ぞくとおちおそ

皇子日本武尊此御劔をもつて発向し給ふに、賊徒畏恐れてことく<sup>く</sup>

くなびきしたがへり。国平安となりしこと、比劔の御徳也。神を木に

くにへいあん かみ

たとへて、一柱二柱といふ。万民を艸にたとへて、あをひとくさとい

ばんみん くさ

へり。かるがゆへに、此つるぎをくさなきの劔といふ。艸なびきの中

あつた しんくう ぞこのをのみこと いまきい

畧なるへし。今尾張の国熱田の神宮におさむ。素戔嗚尊、今奇異の

つるぎ 巫 わたくし もつ お、んがみ あめがしたてうほう

劔を得て私に持べきことにあらず、太神へさ、げ奉る。天下の重宝

めし あまてらすお、んがみしやうけん いなだひめ

となさんとおぼし召て、天照太神へ上献し給ふ。此とき稲田姫をめ

とりたまひて、宮地求給はんと欲し、出雲国清といふ所にいたり給

そこのをのみこと みこ、ろ

ふとときに、素戔嗚尊、御心もやはらぎ清浄の心にたちかへりたりと

あがこ、ろすがくしみずから すなはち すが とこつしやうく

おぼし召て、吾心清浄之と自の給ふ也。則この「清といふ所清浄な

ところ みや ぞうえい すみ おほあなむちのみこと

る地によつて、宮殿を造営して住給ひ、ほどなく御子大己貴命を

あれま みや たおきほおひのみことひざしりのみことつく

生し給ふ。此御宮も、手置帆負命・彦狭知命の造りたまふものなり。

④ 大己貴命日隅宮を建立し給ふ事

おほあなむちのみことひすみ こんりう

あまてらすお、んがみ おんまごあまつひこほのに、きのみこと あしはら なかつくに あるじ

天照太神、御孫天津彦火瓊々杵尊を吉原の中津国の主とし給はん

ふつぬしのみこと たけみかつちのみこと じん みこのり とよあはら

とおぼし召て、経津主命・武甕槌命二神に詔して、豊芦原の

なかつくに たいら じんいつものくに くだ おほあなむちのみこと たいめん

中津国を平げしむ。二神出雲国へ降り給ひて大己貴命に対面し、

お、んがみみこのり むね おほせ くに すべなまのみこと ゆづる いまし

太神の詔の旨を仰られ「ウしは、国を皇孫尊へ譲べし。汝は

あまのひすみのみや つく すむ ひすみのみや きづき やしろ のち

天日隅宮を造りて住べし【日隅宮は今の杵築太社也】。今より後は

ゆへ　のち　みなあな　さり　いへ　すじこ　このゆへ　しよにんこの  
 り給ふ故に、後には皆穴を去て家に住事になりぬ。此故に、諸人此二  
 神の恩頼を蒙らずといふことなし。

◎ 素戔嗚尊清地に宮を建給ふ事

そこのおのみことすがち　みや　たて  
 素戔嗚尊は上に云ごとく、諸神の逐によりて、遂に出雲国簸の川上  
 に天降り給ふ。其地に八俣の大蛇ありて、稲

挿絵（五丁裏、六丁表）

だひめ　かい　そこのおのみことこれ　たちまち　おんこころ  
 田姫を害せんとす。素戔嗚尊是をき、給ひ、忽いつくしみの御心を  
 起し給ひて、其苦を救ひ給はんと欲し、大蛇を退治せんことをはか  
 り給ふ。先あしなづち、てなづちをして、毒酒を造らしめ大蛇にあた  
 へたまへば、大に酔てねふる。其とき、そこのおのみこと、帯し給ふ



(5丁裏)



(6丁表)

うやまひ けた くしあかるたまのみこと ますまる たま つくら

の尊崇奉る機神は是也】。櫛明玉命は御統の玉を造しめ、

あまのまひとつのみこと つるぎのおよび

はもの つく かぢ そじん

天目一箇命は劔斧及もろくの刃物を造り給ふ【是鍛冶の祖神也。

はりま くに たかこほり ごちんぎ そせつ かんしやうく まつ あるひ いなり まつ

播磨の国、多賀郡に御鎮座有。俗説に管相丞を祭り、或は稻荷を祭る

はあやまり也。二神ともに鍛冶の祖神にあらず】。手置帆負命・ウ

ひざしりのみこと いんおの いんすき あまのみはかり いんおの

彦狭知命二神は、斎斧・斎鋤・天御量を以て【斎斧】は今いふま

さかり也。「斎鋤」はすき鋤也。「天御量」は番匠道具の名也。大小

ちやうたん よろしき みはかり ばんじやうだうぐ な

長短をはかりて宜に用る故、ばかりと云、山へ入、材木を伐出し、

みづのみあらか つく みかど つく しきやうぐ

瑞殿を造り給ひ、又殿門を造り給ふ【瑞はみづく敷清浄の儀、

みあらか みありか ばんじやう みら はじめ

殿は御在家也。手置帆負命・彦狭知命、番匠の道を始給ふことは、

伊弉諾尊・伊弉册尊、国中に天御柱を化立給ふ御神徳をかんじ給ひ

て、番匠の道の基本をひらき給ふ也】。天鈿女命は神楽を奏して舞給

あまのこやねのみこと あまのふとたまのみこと いのり お、んがみいはと

ふ。天兕屋根命、天太玉命はともに祈祷まさしむ。ときに太神岩戸

こころん からかゆへ いふこしほ この

をほそめにあげ御覽じ給ふ。故に、めでたいと云言葉、此ときより

はじめ あまのたちからをのみこと いはや かたはらはべ つい いはと ひきりきお、んがみ

ぞ始る也。天手刀雄命は岩窟の側に侍りて、終に岩戸を引啓、太神

みて ひき いだ しんせん

の御手をとりにて引出し奉り、右の新殿にうつし奉る。櫛磐間戸命、

とよいはまどのみこと みかと けいこ でいり きん このゆへ いまじんじや

豊磐間戸命は、御門を警固して人の出入を禁じ給ふ。此故に、今神社

もん この じん あんち いはれ つい お、んがみ みころろ ばんみんあんじと

の門に此二神を安置するの謂也。終に太神の御心とけて、万民安堵

おも とこやみ くも こ、ち ひと おもて つみ そのおのみこと

の思ひをなし、常闇の雲はれたる心地して人の面もしろくくとみゆる

ゆへ はじめ

故、おもしろといふことは此ときよりぞ始る也。よつて罪を素戔嗚尊

ねのくにやらひ このゆへ あまてらすお、んがみあめがたしろうしめ

によせて、根国へ逐給ふ。此故に、天照太神天下を御し給ふこと

この そんき かみ みや つく きよちやう

もとのごとし。此とき尊貴の神くは、宮殿を造り居住ウし給ひ、

ばんみんまつしき わうらい いわあな すむ いわあな

万民貧ものは、山に往来して岩穴に住とかや【今諸国にある岩穴は、

じんたい すみ あと そせつ ひかし ひ あめ ゆへ あなな

神代に人の住し後也。俗説に、上古は火の雨ふりし故に、穴居すると

あやまり このころたおまほおひのみことひざしりのみこともつはらきうてんおよびおんたく つく

いふは誤也】。此比手置帆負命・彦狭知命、専宮殿及屋宅を造

のづからこるといふ義也】。二神此嶋に天降り給ひて、國中の天御柱

を立【天の御柱の事は神道の根元、其理いたつて深し。神書にたより

て意味すべきこと也】、八尋の宮殿を化立給ふ也【此宮殿は、天の

瓊矛の御徳によつて化立宮殿なり。これ神代天宮のはじめ也。「八つ」

は神道に愛する数、神徳八方へ布を称する義也。「尋」は手をのべ尋

どりで、宮の大きさをきはめ給ふ也。上にもいふごとく、是を手量とい

ふ。又は手尋ともいへり。ひとの長にてはかる。是をたかばかりと云。

今の鴨居の高さ五尺七八寸にするは、根元たかばかりより出たること

なり】。則此宮殿にましくて、天「う道万化を施し、日月山海土金

水火艸木等の神を化生し給ふ。

### ㊦ 天照太神磐窟に幽居給ふ事

伊弉諾尊・伊弉册尊、国土を化生し給ひて後、天照太神月読尊

を生せり。次に素戔嗚尊を産給ふ。然に、素戔嗚尊悪行日々にかん

なる故、天照太神の御いかり甚し。もはや対面すまじとの給ひて、

天下の政を捨、天の磐窟に幽居ましくぬ。時に六合常闇にして、

昼夜のわかちなく【常闇とは天照太神磐窟へ入給ふゆへに、国に

守護なく村に長なきがごとくにして、安心ならざるをいふ】、此故に

八百万神愁給ひ、天の高市に会集して、太神を磐窟より出し奉らん

ことを談合評義し給ふ。ときに思兼命遠く慮、天糠戸命をして

日像の鏡を鑄さしむ【天糠戸命は鑄物師の祖神也】。長白羽の神は

和幣を造らしめ、天棚機姫命は神衣を織て和衣を造らしむ【今婦人

かみ いさおし  
の神の功をのぶるものなり。

目次

- 一 陰陽の二神八尋の宮殿を化立給ふ事  
いんやう じんやひろ きうでん たて  
あまてらすおんがみいはや こもり
- 二 天照太神磐窟に幽居給ふ事  
そさのおのみことすがち みや こんりう
- 三 素戔嗚尊清地に宮を建立し給ふ事  
あなむちのみことひすみ みや こんりう
- 四 大己貴命日隅の宮を建立し給ふ事  
すべなみのみことたからほ みね あまくだ  
じんむてんわうかしはら だいり こんりう
- 五 皇孫尊高千穂の峯に天降り給ふ事  
かさぬひ さと こちんせ
- 六 神武天皇橿原に内裏を建立し給ふ事  
いすゝ かわのほとり
- 七 天照太神笠縫の里に御鎮座の事  
とよけお、んがみやまだのはら
- 八 天照太神五十鈴の川上に御鎮座の事  
ばんじやう かみ しんとく たいぬ
- 九 豊受太神山田原に御鎮座の事  
ばんじやう かみ しんとく たいぬ
- 十 番匠の神御神徳の大意「ウ

しやうかひつようき  
匠家必用記中之卷

立石定準記

① 陰陽の二神八尋の宮殿を化立給ふ事  
いんやう じんやひろ きうでん たて

それてんちかいひやく たかまのはら かみ みな あめみなかぬしのみこと  
夫天地開闢のはじめ、高天原にまします神の御名を、天御中主尊と  
申奉る【今の伊勢外宮豊受太神是之】。天地開闢の始より今にいた  
まで くに ゆへくじこたちのみこと かれてんしん  
る迄、国にとこしなへにまします故、国常立尊共申奉る。是天神  
しよだい おんかみ つぎ さうぞく かみ  
初代の御神也。次に、二代三代と相続し給ひて、七代目の御神を  
いざなぎのみこと いざなみのみこと あまつかみこのふたばしのかみ みことり  
伊弉諾尊・伊弉冉尊と申奉る。天神此二神に詔し給ふは、  
とよあしはら みつほ くに いましゆき ち りやう あまのとはこ たま  
豊芦原の瑞穂の国あり。汝往て知<sup>マ</sup>領し給へとて、天瓊矛を賜ふ。  
あま うきはし うへ ましく しん おこ ほこ  
二神天の浮橋の上に座て、一心を起し、戈をさしおろして、国をもと  
め給ひしかば、滄海を得給ひき。引あげ給ふとき、矛のさきよりしたゞ  
あやうなばら ち ひき ほこ  
り落る潮結て一つの嶋となる。是をおのころ嶋と云【おのころ嶋はお

におけるがごとき、「ウ与共に天を戴かざるの讎也」ともにとも てん いたゞ あた すじゆん【崇峻天皇は

聖徳太子のためには、叔父にして且君なれば、なんぞ其仇を報給はしやうとくだいし をぢ そのうへきみ そのあた むくい

ざるや】。然れども仏を好の故を以て、始終馬子と志を同し、事をしか ほとけこのむ ゆへ もつ しじうむまこ こころざしおなじふ こと

共にし、遂に君父の仇に党し、罪なき守屋を殺して其私をなせりととよ つる くんふ あだ とう つみ もりや ころ そのわたくし

いへり。『八幡本記』にも、彼聖徳太子・蘇我馬子等、我國の神のはちまんほんき かのしやうとくだいし そがむまこ わかくに かみ

御教に戻り人道を断ぬる。仏法をして此国に弘められしに、二人ともみおしへ もと しんとう たち ぶつぼう このくに ひろ

に二代ならずして、其子孫尽く絶はるびにき。これを以てみるときは、そのしそんことく たへ もつ

総て事を作すにはかならずよく其始を慎べき33なりと云云。是等のすべ こと むし そのはじめ つしむ これら

弁論、諸書にくはしければ今くだしくのぶるにおよはず。第一に、べんろんしよしよ

『日本記』をみて証とし、次に、『神社考』、『俗談正誤』、『広益俗説弁』しやう つぎ じんじやかう ぞくだんしやうこ くはうえきとくせつべん

『和事始』等の書を考合せて、聖徳太子の事或は守屋・馬子がことわしし とう しよかんかへあわ しやうとくだいし あるひ もりや むまこ

を知べし。惣て人のはなしには、何事によらず我好む所に応じ、善をしる そうじ ひと なにこと わがこところ おう ぜん

『俗説正誤』匠家必用記（翻刻と解題）（一）

あげ、あく、ひ、かたつ、せ、あり、すで、ちうしん、もりや

挙て悪をかくし、非を談て是をかくすこと有。已に忠臣の守屋をぎやくしん むまこ あくぎやくふどう こと ざる いは ぶつしや へきけん

逆臣とし、馬子が悪逆不道なる事を不言は、仏者が瘡見なることをこのゆへ きよじつかんみやう しやうしじつかく あき

するべし。此故に虚実分明ならざるは、「ウ正史実録を明らめざるの謂そのほかしやうとたいし しる しよ

なり。其外聖徳太子のことを記せる書あるといへども、又かくのごとしやうしじつかく まどく みだり かた

し。正史実録を会得せずして、妄にこれを談ることなかれ。

匠家必用記上之巻終 34

俗説 匠家必用記 中

匠家必用記中之巻

爰に記するは神代に始て宮造りありしことを載せ、次に神武天皇都造しやうかひつようき こ、 き じんたい はじめ みやつく の つぎ じんむてんわうみやこつく

りのこと、又は二所皇太神宮御鎮座の時代を筆して、もつはら番匠しよくわうだいじんぐうちんぎ じだひ ひつ ばんじやう



は、異国より始る也。天竺などは、別して熱国なるゆへに人

の身臭し。此故に貴人に対面するときは、かならず柄香炉を

前におゐて、其身の悪臭を屏る也。『大智度論』にも、

天竺国熱、以<sup>二</sup>身臭故<sup>一</sup>、以<sup>レ</sup>香塗<sup>レ</sup>身といへり。

佛経并念佛唱ふべからず。

数珠并佛具類

尼僧及汚穢不浄の人、神前に近付べからず。

㊦ 問答

或問て曰、番匠の祖神相違せる事始て知ぬ。尤其理にあたり。

自今已後、改尊敬すべし。然れ共、聖徳太子<sup>二</sup>逆臣守屋を<sup>一</sup>□して

後、仏法を弘給ふ。大功正に人の□所也。俗説なが(ら聖徳)太子を

神明のごとくに思ひ、番匠の祖神と祭り来りたれば、今更廢がたし。

神代より定る番匠の神と合せ祭るべきやいかん。又馬子宿祢も

堂塔数多建立し、仏法帰依の人なりと聞けるに、佛氏馬子がことを

沙汰せざるは、いぶかしき事也。答曰、聖徳太子を信仰あらば、

太子の徳行の根元を考へて別にこれを敬ふべし。聖徳太子仏法を弘

給ふ功ありとも、番匠の祖神と合祭<sup>二</sup>並<sup>一</sup>べき謂なし。少も混雜するこ

となかれ。又守屋・馬子がことは、『日本記』を考れば、守屋は忠臣

にして悪にくみせず、馬子宿祢は崇峻天皇を弑し奉る悪逆不道の人

なり。貝原氏『倭事始』にも、馬子は君を弑するの乱臣也。然は則

仏教の世道に益なくして、人倫に害あること又知ぬべし。世俗妄に

仏氏が誣枉を信じ、遂に守屋をさして逆臣とす。守屋は是君の非を

格の忠臣にして、正を崇の端士なる事をしらず。彼聖徳太子の馬子

そんしん たてまつ  
に尊信し奉るべし」<sup>30</sup>

ばんじやうそじんまつりのしだい  
番匠祖神祭之次第

かくのごとくいた かみ このしんかう しょ  
如 此板にても紙にても此神号を書し、

手置帆負命  
彦狭知命

かみだな まつ かみだな うへ すま  
神棚に祭るべし。神棚の上に鈴をかけて

しんはい たひごと ひき  
神拝の度毎に引ならすべし。

まつり せつく まじ  
祭日、五節句、又毎月朔日・十五日・廿八日

そなへもの  
備物

かみもち  
鏡餅 式備 正月には勿論、つねにはみ合たるべし。

みみ  
神酒 式瓶

ぎよるい  
魚類 式尾 何にても時のみ合たるべし。」ウ

こくつ  
御供 式膳 古器を用ゆべし。白木の木具を用ひてよし。ぬ

あし  
りものは悪し。

まつさかき たつ  
松神を立べし。

まいてうおこた しんはい しんおん しゃ  
毎朝怠らず神拝して神恩を謝すべし。

いみもの  
禁忌

しきみ ぞく これ はなえだ どくぼく  
楮 俗に是を花枝といふ。大毒木なるゆへに、神事に不用。

かるがゆ(へ) くん りやく いま  
故に、あしきみと訓ず。「あ」を略して、今しきみといふ。

しよ もろこし ほんぞうこうもく  
毒木なることは日本の書はもちろん、唐士の『本草綱目』

どくぞう ぶ  
毒草の部の内にもみへたり。

せんかう  
線香

まつかう しきみ せい みぎ あるひとのいはく つね このかう にほ  
抹香 楮にて製するゆへ、右に同じ。或日、常に此香を匂へば

しぜん うつしやう ひと き  
自然と鬱症の病を生じ、或は人の気をへらすといふ。よつて

せぞく しやうかうばん すは ざる このい、ゝ、 かるがゆへ  
世俗、常香盤の火にてたばこを不<sup>レ</sup>吸は、此謂也。故に、

じんじや かう たか すいりやう ぐわんらいこう こと  
神社に香を焼ざるをみて推量すべし。」<sup>31</sup>元来香を用ゆる事



(29 丁表)



(28 丁裏)

はまれ 誉にならず。又ほらず共恥にもならず。是番匠の職に非るが故也。  
おもほぢ これほんじやう しよく あらぢ ゆへ

よく心得有べし。  
しよくへある

⊕ 番匠の祖神祭の事

日本上古より伝へて番匠の祖神を祭る事は、其職たる人のつね也。然  
ほんじやう そじんまつり しり そのしんめう とりうしな ぶつじや こんざつ

れとも、祖神ましますことは知ながら其神名を取失ひ、仏者に混雑せ  
そじん しり そのしんめう とりうしな ぶつじや こんざつ

られ、其祭におるはは仏經を誦、魚類を禁じ、精進することは神事  
そのまつり ぶつきやう よみ きよらい きん しやうじん しんじ

に非ずして、仏法らしき紛物也。然れば、屋造り、棟上等にも魚類  
あら かつほう まぎれもの しか やつく むねあげとう

を禁ずべきに、左はなくて反て酒肴等の祝義を用ゆるは、何事そや。  
きん さ かへつ さけさかなとう しうぎ もち なにごと

是日本上古の遺風たへざるものなり。故に、魚類を禁ずるは、必  
これ むかし いかう かるがゆへ ぎよらい きん かならず

仏者の所為とするべし。祖神の神の字を貴むうちは、是非神事ならで  
ぶつじや しよゐ そじん じん じ たつと ぜひ しんじ

は叶はぬこと也。早く本道へ立かへりて、日本の神事にあらため、日々  
かな はや ほんみち たち しんじ

千百八十二姓出たり。又此後も姓氏有。今又四姓の外その一二をいふ

ときは、菅原・春原・有原・永原・和氣・小槻・文野・石川・加茂・

平群・道守・物部・小野・高階などのごとし。然れば大職 冠

鎌足公の末葉ならざる人、みだりに藤原を名のるべからず。他の人は

其実名の上にそれくの姓氏を冠して唱ふべし。棟札を書<sub>レ</sub>するに

も、右に隨ふべき也。又中比より姓名を取失ひたる人は何も書べから

す。故に、藤原山の号を以て藤原の姓氏とし、諸職人の藤原を名のる

といふ俗説のあやまりを考へ知るべきなり。

彫物の弁

俗間に、堂塔の彫物をする番匠は器用也として褒美し、彫物不鍛鍊の  
番匠は恥也として賤むもの有。今按ずるに、堂塔の木鼻・渦雲・唐草

『俗説正誤』匠家必用記』(翻刻と解題)(一)

等は、皆番匠の職なり。此外、「ウ生物・草木の類は、彫刻匠の職也。

彫刻匠も木匠の内の其一也といへども、今、番匠・彫匠・板木匠とわ

かれたれば、器用たり共番匠は彫へき事に非ず。伝へ聞、上古は

彫物はなきことにて、中比寺院建立の節は彫匠を雇ひてほらしめ、

番匠は番匠の職を勤といへり。必竟彫物は、番匠の表とすべき事に

非ず。たとへば屋根をふき、かべを塗るにも同じき也。堂塔建立の節

は必其人を頼て彫しむべし。番匠の極上彫より、彫匠の下手が遙に

勝るべし。俗に、<sub>28</sub>

挿絵(二十八丁裏、二十九丁表)

餅は餅屋のが吉といふがごとし。番匠の彫物、多くはいきほひあしく  
笑ひを後代にのこさんより、彫ざるは大に益有べし。彫物をするとも

④ 藤原の姓氏の弁

ぞくせつ もろこしかん めいてい てんぢく ばんじやうがんど きた はじめばんじやうみち  
俗説に、唐土漢の明帝のとき天竺の番匠唐土に來り、<sup>25</sup>始て番匠の術

を弘む。此とき明帝甚仏法を信じ給ふ故に、彼番匠に命して一字を

建立し給ふ。号て教改寺と云。後に白馬寺と改む。山号を藤原山と

云。故に、日本の番匠は皆藤原の姓也と云。又一説に、日本の職人

は何職によらず、藤原の姓氏を名乗といへり。今按するに、藤原山の

号を以て藤原の姓氏とする事、附会の妄説、信ずるにたらず。

本朝藤原の姓と申は、唐土より渡りたる姓氏にあらず。人皇三十九代

天智天皇八年、大職冠鎌足「ウ公に、帝より藤原の姓を賜る。

鎌足公は神代天兒屋根命十二代の神孫、中臣御食事大連の御子也。

旧姓中臣を改て藤原の姓を賜り、内大臣に任し給ふ。是藤原の始也。

故に、此御子孫末葉に限りて、藤原の姓氏也。他の人は是を名乗る事

にあらず。然るを其姓ならざる番匠、己が姓を捨てみだりに藤原を名

のるは、他の姓を盗むの罪也。若此事をしらずして藤原を名のらば、

早く改むべし。諸職人も又同じ。たとへば清和天皇の御孫、六

孫王経基公の血脈<sup>26</sup>ならば、源の姓也。桓武天皇の皇胤、高望王の

血脈を平の姓と云。天太玉命の神孫ならば、忌部の姓也。敏達天皇

の御孫、井手左大臣諸兄公の血脈を橘の姓と云。平城天皇の御孫、

備中守本主の血脈を大江の姓とす。考元天皇の皇子、太彦命の血脈

は安倍の姓也。天智天皇の後胤、夏野公の末葉を清原の姓と云。皆そ

れくの血筋をもつて姓名をわかつこと也。いかに末世になりたれば

とて、他姓を以て我姓名とする謂あらんや。愚なり「ウとも是等は弁へ

しるべきこと也。又世俗、源・平・藤・橘の四姓の外には、姓氏なき

やうに寛る人有。是此ことをしらするの謂也。万多親王の『姓氏録』に、

いしよ  
ひだのくにおほし たくみ たくむに きうでんじいんを いたるまへ

『異称日本伝』云、飛驒国多<sup>二</sup>匠氏<sup>一</sup>。巧<sup>三</sup>造宮殿寺院<sup>一</sup>迄<sup>レ</sup>

いまにいふ ひだのたくみと

今称<sup>二</sup>飛驒工<sup>一</sup>。『万葉集』の哥に、「とくからにもはおほはずひ

だ人のうつすみなわのたゞ一すじに」。『拾遺和歌集』に、「宮つくる

ひだのたくみのておのおとほとくしかるめをもみしかな」。飛驒の

たくみ

あらざる

おげや

ひものや

こびき

やねや

匠は一人に非る事をしるべし。又桶匠・桧器匠・鋸匠・蓋屋・

ひきものしほりものし たけざいくとや

むかし みなもくしやううち

のち わか

鋸匠・彫匠・竹匠等も、上古は皆木匠の内也といへども、後に分れ

いま

しよく

しよじんまつ

かの

じんうやま

て今それくの職となりぬ。職神を祭るにも、ともに彼二神を敬ふべ

ぞくかん ばんじやう

だいく

ひ

だいく

きんり

さだめ

おか

し。又俗間に番匠をすべて大工といふは非也。大工は禁裏より定め置

もくりやう

うち な

ひやくりやうきんしやう

たいく

こんたいく

る、木工寮の内の名也。『百寮訓要抄』に、大工・権大工・小工・

こん

これみなばんじやう

な

このしよきさいく

ふぎやう

あいだこのともがわか

権小工は、是皆番匠<sup>24</sup>の名也。此職細工取を奉行する間、此輩を置

いへ

じよあいてんわう

あき

みことのりしての玉く

る、也と云り。又『日本記』に、舒明天皇十一年秋七月 詔 曰、

今年造<sup>二</sup>作大宮及大寺<sup>一</sup>。 則以<sup>二</sup>百済川測<sup>一</sup>為<sup>二</sup>宮所<sup>一</sup>。

ことし つくら しむ みやおよび てらを すなはちもつて くらかわのほとりをす みやとこうど

『俗説正誤』匠家必用記(翻刻と解題)(一)

こ、をもつてにしたみはつくり みや ひかしのたみはつくる てらすなはちもつて ふみのあたいたがたを

是 以西民造<sup>レ</sup>宮、東民造<sup>レ</sup>寺。便以<sup>二</sup>書直縣<sup>一</sup>為<sup>二</sup>

おほたくみと

いせ

しんぐう

つく

ばんじやう

だいく

しやうく

大匠<sup>二</sup>云々。又伊勢の神宮を造れる番匠を、大工といはずして小工と

いへり。是禁裏より捕任頂戴せる小工職也。位階も六位已下也。然

これ

にん

ばんじやう

だいく

しやうく

かく

こうしやう

れば是に任せざる番匠は、大工、小工と書べからず。工匠・木匠・

はんじやう

しやうじん

しやうしやう

じ

もち

くん

番匠・匠人・匠氏等の字を用ひて、たくみと訓ずべし。』ウ

㊦ 尉の字を書弁

ぞくかん

ばんじやう

きうしや

むねふた

しよ

ひやうへのぜう

ぜう

俗間に、番匠宮社の棟札を書するに、何兵衛尉、何左衛門尉と書も

あり

いままん

くわんしよくひかうに

いはく

ぜう

はあひ

あたるしゆ

の有。今按ずるに、『官職備考』曰、左衛門尉、大相<sup>三</sup>当従六

位上<sup>二</sup>

にはあひ

あた

ぜう

はあひ

あたるしゆ

位上<sup>二</sup>、少相<sup>三</sup>当正七位上<sup>二</sup>。左兵衛・右兵衛尉、大相<sup>三</sup>当従

いげに

あひ

あたる

いのしやうに

むくわんむる

ひと

六位下<sup>二</sup>、少相<sup>三</sup>当正七位上<sup>一</sup>。とあれば無官無位の人、みたり

ぜう

じ

もち

こと

に尉の字を用ゆる事にあらず。

あきはや ゆき なか ま れい さいく つとむ ながばなし ながたほこ たいしゆ  
朝早く行て仲「22間へも一礼し、細工を勤べし。長嘶・長煙草・大酒等

さいく さまただだい たの ひと こと さいく つね  
には細工の妨、第一頼む人のきらふ事也。又細工のにぶきは常にこ、

もち ゆへ そのしやく たて そのみち あきんど  
ろの用ひやうあしき故也。其職を立ながら其道にうときは、商人の

あきなひへた くすり きかぬいしや これこころつか ひと はや おひあけ  
商下手と、薬の不中医者のごとし。是に心の付ざる人は早く追揚られ、

かた、びたの ひと ぐわいぶん  
二度頼む人もまれ也。外聞といひ、はずかしきことならずや。かくの

ひと そのみ しやうへた な とり あくみやう ちり りつしん  
ごときの人は其身一生下手の名を取、或は悪名を取て立身はなりが

このゆへ にちやかしく みち こころがけ じやうす こうだい な  
たきものなり。此故に日夜家職の道を心懸、上手となつて後代に「名

おも ひんじや なり ふくしや なり じやうす へた  
をのこさんことを思ふべし。貧者と成、福者と成、上手となり、下手

なる みなこころ もち ぜん あく あり こころ つけ ばんじぜん  
と成も、皆心の用ひやう善と悪とに有。心を付て万事善にすむべし。

おしへむね あり ばんじやう そのしよく だい  
教の旨はさまざま、有といへども、番匠としては其職が第一としるべ

ばんじやう そじん でんらい しょく このしよく つとめ  
し。いかんとなれば日本番匠の祖神より伝来の職にして、此職を勤、

さいし かないあんせん みなこれしよくじん めぐみ  
妻子をはごくみ、家内安全にくらすは、皆是職神の御恵にあらずや。

かるがゆへ つね しんおん わす はんじしやうじきつとむ しかれ おつほう じひ  
故に、常に神恩を忘れず、万事正直に勤べし。然ば仏法の慈悲

ぜんこん じゆどう じんぎれいちしん しんどう うち あり  
善根も、儒道の仁義礼智信も、いはずは「23からずして、神道の内に有

くに しんこく みち しんどう われ しんぞん こと おも ことろ  
とするべし。国は神国、道は神道、我は神孫たる事を思ひて、心を日

き これ みち したが もの  
本に帰する。是を道に随ふといふ者也。

⑥ 番匠を大工といふ弁

ばんじやう だいく べん  
こう ひやくこう ぞうじやう わかしき もつ きうてんおんたくもろく きざい つる これ  
工は百工の惣称なり。上古木を以て、宮殿屋宅諸の器材を制作。之

こたくみ いか とうしもち くん  
を木匠と云。『日本記』に、木匠・木工等の字を用ひてこたくみと訓

きんせい もつはらばんじやう じ つうよう わかしひだのくに  
ぜり。近世、専番匠の字を通用してたくみといへり。昔飛驒国の

こたくみ おほ しょこく いつ かるがゆへ ひ だ ひた たくみ  
木工、多く諸国へ出る。故に、飛驒のたくみといへり【飛驒の匠

おほ はなはた いはく  
を一人と覚へたるものあり。甚あやまり也。井沢氏曰、『日本後記』曰、

あんりやくく して をさきり とらへしよくににげうせたるひだのたくみを  
延暦十五年十一月己酉令「天下」搜「捕諸国逃亡飛驒工等」。

ことおほし かげう ひま し さんとうくはしき  
 となる事多し。家業の隙あらば、よき師をしたひて神道の委ことを  
 たづね まつ ばんじやう みち ぜんだい ならはし  
 尋しるべし。先あらく番匠の道の全体をいはゞ、日本の神風、  
 しつそしやつきもと おやしただかひあにうやまひおと、 ほうゆう あいきやうあつ  
 質素正直を元とし、親に孝、兄を敬、弟をあはれみ、朋友に愛敬有て、  
 しよくしんおしへ まも いまこのおしへ まも ばんじやうおこな ようしやう  
 職神の教を守るべし。今此教を守り番匠の行ひをみるに、幼少より  
 さんとう こころさしあつ つね こころ しやうじき ひと いつは  
 神道に志厚く、常に心を正直にもち、かりにも人を偽らす。一  
 しんふらん かしよく おもしろ おほへ ちうやくかう ぜんか な  
 心不乱「ウ家職を面白く覚て昼夜工夫をこらし、上手となりて天下に名  
 あげ こころ あさはや おき さいそく ちやうしん れい  
 を揚んことを心がけ、朝早く起て神を拝し奉り、又両親へ一礼して  
 さいく とりつき したち ねん いれ ひと よろしきと さいく たの  
 細工に取付、下地より念を入、人のために宜事を思ひ、又細工を頼  
 ひと うげあひ にちげん まへかたこしらへ ゆへ ど さいそく ちやう  
 む人あれば請合の日限より前方に拵おく故、一度も催促を得ず。且  
 きつまつ ま あひ ひと かつて なり ねだん げじき ひと  
 は急用の間に合て、たのむ人の勝手と成、直段等も下直にすれば、人  
 ちやうこ たのます よろしきこと いひつた くだい あつらへて おほ  
 くも悦んで不頼とも宜事を云伝へ、次第に誂人多くなり、おのづ  
 めいじんじやう ず そのいへにちくはんじやう さいわある これつね  
 から名人上「21手といはれ、其家日々繁昌して福有もの也。是常に

『俗説正誤』匠家必用記』(翻刻と解題) (一)

さんとう まも ゆへ ひんじや ばんじやう だひ ひと  
 神道をよく守る故に、かくのごとし。又貧者となる番匠は、第一人  
 あいきやう あさね かじよくおこた つね あそ この じやうず  
 に愛敬なく、朝寝して家職に怠り、常に遊ぶことを好み、上手になら  
 おも こころ ひ あつらへ  
 んと思ふ心もなく、うかくと日をくらし、たまぐ誂ものあれば  
 やくそく にちげんさうい たび さいそく けいにはか さいく とりつき はや てわた  
 約束の日限相違して、度ぐ催促を受、俄に細工に取付、早く手渡し  
 すればよきとおもふ心から、万籠相なれば先の人腹立て、仕方の悪こ  
 ひと つげ ゆへ ふた、びたの ひと さいき ひとほらたて しかた あしき  
 とを人にも告しらする故、二度頼む人「ウまれ也。か、りしかば、次第  
 こんきう ひんじや なり いよくへた なり つい しんじやう やぶ さいし  
 に困窮して貧者と成、弥下手と成て、終には身上をもち破り、妻子を  
 ろとう たすま そのみ すみか にげはし あげく はて なり  
 路頭にイせ、其身も住所を逃走り、拳句の果はこもかふりと成、  
 おめい こうだい のこ ひと あげ かぞへ これかみ おへそむくゆへ しんぼつ  
 汚名を後代に残したる人、挙て算がたし。是神の教に背故に、神罰か  
 ばんじやう ひと つしん かじよく だじどう ぬだん つとめまも  
 くのごとし。番匠たる人、謹で家職の大道を油断なく勤守るべし。  
 べつししまし じやうき すこくく じやう さみせん いんらん  
 別て禁むべきものは、碁・将棋・双六・浄るり・三味線・淫乱・大  
 しゆ つし わざはいかならずとを てあいさいく せつ  
 酒也。これらを慎まずんば、災必遠きにあらず。又出合細工の節は、



なるやうに職神の教置給ふことなれば、誠を以て神を尊敬、叮嚀に

職を勤べし。かゝりしかば神の御心になふ故、其身はいふにおよ

ばず、子孫の家も榮なん。故に、神の道ほど有がたき道はなしとし

るべし。儒仏の道も異国の聖人定めおかれたれば、あしきといふに

は「ウあらず。僧徒が仏法を行ふは、則道也。止る所の至極は

勸善懲悪のおしへ也。去ながら立る所の名目に違有神は、子孫繁昌

を好せ給ひ、正直淳和のおしへなり。出家は其身一代切、子孫断絶

のもとひたるによつて、神の御心になはず。故に、伊勢太神宮

尼僧の直參を許ざるは、此謂也。近世仏法に凝たる愚俗、家業は神

の教なる事を忘れて、己が宗旨を貴み、邪智高慢にして神を蔑にし、

仏法ほど有がたきものは「有なしとおもへる人は、神の罪人、道しらず

也。今めいくの先祖を考へみるべし。其祖は神にあらずや。その孫

として先祖をさげしむは人にあらず。形は人なれど、心は鳥獸のご

とく人の外也。ことさら天照太神の御国に産れ、神国の穀を食し、

身命を養ふ事をしらざるは、神の恩しらずとやいはん。天下の穀つ

ぶしなり。番匠も其職を勤て世を渡るは、仏の教にあらず。忝も

日本番匠の祖神の御教なれば、いやでも「ウ神道を大切にせねば、

今日立ず。故に、日本の教を元とし、こゝろを元の本にかへり、

家業怠べからず。一書に曰、道は元来一也。街多き故に南北に迷ふ。

糸は元来白く、染るをもつて色変る。人の心も相同じと。

此一言尤信ずるにたれり。番匠も其職が一筋の正道にて、教の

とく正直にゆくときは、物に迷ふ事はなきもの也。異国の紛道有故に、

正道を取違てまよひができたり。然ども儒仏の道もよく学ときは、

神「20道の助となることなれど、すゝめやうあしければ、反て神道の害

ばんじやう ひと しんとう あ むかし ひと ころろしつぞ しゃやうじき おのつからかみ  
番匠たる人の神道を挙ぐ。上古は人の心質素に正直にして、自 神

わしへかふゆへ しんとう じき しんとう なかころじゆぶつ きやうわた  
の教に合故に、神道といはずして、直に神道也。中比儒仏の二教 渡

りてのちは、是に對して神道の号有。今俗間に神道といふは、神へ  
これ たい しんとう ころあり いまぞくかん しんとう かみ

みき ころう へいはく かしはでぞうちはらひ よみ しんはい しんとうしや  
神道・<sup>二</sup>御供・幣帛をさ、げ、柏手打、祓を誦、神拝するを神道者と

おもへるは、こゝろへ違也。是等は神事にして、神しよくたる人の  
ちがひ これら じんじ しん ひと

しんとう しんぜん おがさはらしつげがた そのひと もつともか  
神道、たとへば神前の小笠原驒方のごとし。其人におめては尤可也。

よ ひと まつ かげう だい つとむ これすなほちんとう ころい しか  
余の人は先それの家の業を第一に勤べし。是則神道の極意也。然

ばんじやうしよく しんしよく じんじ ぞう ぶつじ かなひ  
れば番匠の職をつとむるは、神職の神事のごとし。僧の仏事にも合、

ぶし ぶげい のうじん ころざく あきんど あきなひ しのつうしやう  
武士の武芸、農人の耕作、商人の商のごとし。士農工商ともに、そ

かげう かみ おしへ ぶし ぶじん うやまひ のうじん  
れくの家の業は神の教なるによつて、武士<sup>二</sup>17は武神を尊敬、農人は

ころざく かみ うやまひ あきんど あきなひがらうやまひしよくにん しよじん うやまひ  
耕作の神を尊敬、商人は商神を尊敬、匠人はそれの職神を尊敬で、

しんおん しゃ たてまつ こと ひと し こと かるがゆへ そのかみ おしへ  
神恩を謝し奉る事、あまねく人の知りたる事なり。故に、其神の教

まま かげう つとむ ひと しんりよ かなひさいわいあり かげう  
をよく守りて家業を勤る人は、神慮に合て福有。かくのごとく家業

しんとう ころい おも みち こと このあり みる  
が神道の極意、いたつて重き道なる事をしるべし。此有がたき道を

そりやく そのみ ふさうおつ こと このむ みち あきんど  
疎略にして、其身に不相応なる事を好は道にあらず。たとへば、商人

きうば みち まな やまぶし おこなひ まね れいしやくじやう  
として弓馬の道を学び、或は修験の行を<sup>二</sup>真似して鈴錫杖をからめ

いしや じんじゆつ こと わす あきんど りとく のうじん  
かし、医者は仁術なる事を忘れて商人のごとく利徳をはかり、農人は

かまくわ すてひやうじゆつ ころがけしよくにん かげう おこた ぞう まね てうぼ  
鎌鋏を廢て兵術やわらを心掛、職人は家業に怠り僧の真似して朝暮

ぶつぎやうねんぶつ ひま そのしよく かみ つた こと わす  
仏念仏にあたら隙をつるやし、其職の神より伝ふる事を忘れて、

ぞうと ぶつじ おちりり しくじんとりうしな ぶつほう こんざつ これら わがみち  
僧徒のごとく仏事に落入、職神を取失ひて仏法に混雜す。是等は我道

こと わす た みち たつと ゆへ いたんげどう しゆきやうなづく  
とすべき事を忘れて、他の道を貴む故、異端外道の修行と号べし。

げどう わがみち ほか みち いたんげどう もつはら  
外道とは我道にあらず、外の道也。かく<sup>二</sup>18のごとく異端外道を専に

おこなひと かげう だいどう おろそか ゆへ つい しんじやうはめつ  
行ふ人は、おのづから家業の大道を疎にする故、終には身上破滅の

なる ばんじやうそのしよく しんとう しゃうこ このしよく つとめ とせい  
もとひと成べし。番匠も其職の神道なる証拠は、此職を勤て渡世の

と。世俗木綿四尺を一尋とす。これを手尋といふ。一端を二丈六尺

或は二丈八尺とするも、其根元は皆たかばかりより出たり。曲尺は

其始 詳ならず。中古よりの製なるべし。うらの目は後人の作にて、

算法の勾股弦を曲尺にうつしたるもの也。惣じて尺の長短は、唐日本

相違有て一様ならず。或は自然と合するも有べし。近世高田玄柳曰、

聖徳太子のとき、異国の番匠曲尺を持来る。今大和国法隆寺の什物

となりぬ。日本の曲尺に歩半ほど長しと。是を以日本の曲尺と長短

ある事を知るべし。此ことを以て曲尺は聖徳太子の作り給ふと誤も

のなるべし。又聖徳太子鍛冶を顕し、始て番匠の道具を製り給ひし

こと、いまだ其抛をしらず。実に始て番匠の道具を作り給ふとい

は、是より已前の番匠は何を以てか家を造らん。是を以て番匠の

道具は、聖徳太子の作り給はざることを推量すべし。又道具を顕し給

ふ故に、諸職の元祖といふも、仏者の妄言なるべし。諸職人元祖に

して仰貴ば、聖徳太子は迷惑なるべし。是「ウ俗にいふ鼻眞の引倒也。

一向其理にあたらす。されば今番匠の家に伝へ来れる一卷有。此書を

番匠始りの証とし、甚秘蔵してみだりに他見をゆるさず。予これを

みるに、僧の述作とみへてさまざまの偽言有。多は天竺の事を挙て日

本のことと混雑す。みる人其邪正を改るちからなく、これを実とお

もふから、日本番匠の始りをもとり失ひ、或は番匠の道具も

皆唐天竺より始ると思ひ、或は天竺「おも虚空の事とおもへるは、誠

に大愚といふ」<sup>16</sup>べし。早くあやまちを改、俗説を廢して正説を求べし。

⑤ 神道は家業に離れざるの弁

日本を神国と云、道を神道といふ事、粗上に述といへども、再爰に

みなぶつぼさつ つく ところ てん ふ いか あるしよ  
とくく皆仏菩薩の作り給ふ所にして、天より降ると云。又一書に、  
しやうとくたいし かし からは はじめはんじやう ぐ つく かるがゆへ しよよくぐわんそ  
聖徳太子鍛冶を躰し、始て番匠の具を製り給ふ。故に、諸職の元祖也。

いはく てんじくまか ならたいし だいく ぐわんそ のみのこ もんじゆしりぼさつ  
また曰、天竺摩訶鉿羅太子は大工の元祖也。鑿鋸は文珠師利菩薩・

くわんぜおんぼさつ ほうもん み ておの しやか むにぶつ かつま かなち つち  
觀世音菩薩の法門の身、斬は釈迦牟尼仏羯摩の形、槌は

こんがうかいしゆけんたいいちこう くまふどうみやうわじやしやういちによまほほひさしがね だいにちよらひ  
金剛界修顯大日の功、釘は不動明王邪正一如の儀、曲尺は大日如来

とく いふ せつ しやうとく たいしはじめ さしがね つく いふ このほかせつ  
の徳と云。又一説に、聖徳<sup>13</sup>太子始て曲尺を製り給ふと云。此外説

おほ いまあんず みぎ せつおのく てんじく こと ことあらざ  
く多し。今按るに、右の説各用べからず。天竺の事は日本の事に非

ゆへ しぼく ろん およ ばんじやう どうぐ てんぢく  
る故、紙墨のつみへ論するに及ばずといへども、番匠の道具は天竺よ

わた このはじま はなはだおろか  
り渡りて日本に此始りなきやうにおもへるは、甚愚のいたり也。

かたしげなく じんたい あまのまひとつのみこと たてまつる かみ はしめもろく はもの  
忝も日本神代に天目一箇命と申奉る神まし、始て諸の刃物

たく ばんじやう かみ こししういん いはく して  
を工みいだし給ひ、番匠の神にあたへ給ふ。『古語拾遺』曰、<sup>14</sup>しむ令<sup>15</sup>

あまのまひとつのみことをつくらさくとしおのさなきをくさくとしおのさなきほこ つるぎ おのまさかり  
天目一箇命<sup>16</sup> 作 雑刀斧鐵鐸<sup>17</sup> 上 雑刀斧鐵鐸は鉞・劔・斧・鉞・

『俗説正誤』匠家必用記(翻刻と解題)(二)

のみ きり のこ かなな こがたな じんたいのまき あまのまひとつのみことを  
鑿・錐・鋸・鉋・小刀のたくひをいふ。』<sup>18</sup>神代巻にも天目一箇命  
す かなたくみと このごしんとく もつ いまかち そじん まつ これじんたい  
為<sup>19</sup>作金者<sup>20</sup>といへり。此御神徳を以て今鍛冶の祖神と祭る。是神代

より日本に番匠道具あるの証拠也。神書をみて知るべし。然るに、  
ばんじやう どうぐ みなぶつぼさつ つくりはじめ いふこと れい ぶつしや たはこと や、も

番匠の道具は皆仏菩薩の製始給ふと云事は、例の仏者が偽言、動す  
れば天竺のことを引出して日本の事とし、人を惑すもの也。天竺<sup>21</sup>二国に

てんぢく ひと いは かいある しんこく むよう さた  
て天竺の人が言ば、害有まじ。日本神国にては無用の沙汰也。又

ばんじやう どうぐ ぶつぼさつ さく てん ふ せつ これ ぶつしや  
番匠の道具は仏菩薩の作にして、天より降るといふ<sup>22</sup>説、是又仏者の

もうげん てん かち ひと たくむ まち のち な  
妄言なるべし。天に鍛冶はあらず。人の工を待て後に成るものなれば、

あめつゆともゆき てん あら またかね しやうとんたいし つく  
雨霽霜雪のごとく、天よりふるものには非ず。又曲尺は聖徳太子の製

はしめ こと しやうしじつろく よりどころ さし はじま じんたい  
り始給ふといふ事、正史実録に拠なし。尺の始りは神代のたかばか

いで さし うつ いま あいつた なげくう だいいり ま さたむ  
りより出て、尺に写し今に相伝ふ。谷氏曰、内外宮内裏の間架を定る、

みなぞく かん かね きわ みな いで  
皆俗間の曲尺にて極めたるものにはあらず、皆たかばかりより出たり

かげう かくもん ぬへ ぞくせつこん まこと そじん とりちがへ

家業にいとまなく学文しがたき故に、俗説混して誠の祖神を取違たる

もの このどうり がてん ぞくせつあやまり

者也。此道理をよく合点して、俗説の誤をしるべし。又祖神たるによ

つて、忌日を祭り、仏経をよみ、魚類を禁じ精進する事、聖徳太子を

祭らば左も有べし。番匠の祖神を祭るといへば、神事也。神事には

まつ さ ある ばんじやう そじん まつ

かへつぎまるい けん ぶつきやうお、ひむ そのゆへ いせだいじんぐう いなごとほ

反て魚類を献じ、仏経は大に忘ことなり。其故は、伊勢太神宮の忌詞

に、経を染紙と云、寺を瓦ぶきと唱へて、白地にはいはず。予思ふに、

なごころまいたす くせ おの ほう ひろ しゆぐ べんぜつ よ

中比売僧の癖に己が法を弘めんとて、種々の弁舌をふるはし妖怪を

かたつ まとは のきつね まさり せつほう だい うきよ

談て人を惑す事は、野狐よりも勝たり。或は説法を題にして、浮世

かるくちやくや こわいろ じやう ほん だんぎ あと もん れんげふだ ちかうふくろ

軽口役者の似言、浄るり本を談義して、後は五文の蓮花札・回向袋・

みやうがせん ぶつほう うりもの かみ ほとけ こん きうしや てんぢくりう

冥加錢など、仏法を売物とし、或は神を仏に混じて宮社を天竺流に

し かへ ばんじやう とうぐ ぶつほざつ はじめ

仕<sup>ウ</sup>替、番匠の道具も仏菩薩の始給ふと、わけもなきことをの、し

れり。然ども仏を直に番匠の祖神とならざる故に、聖徳太子に取付祖

しかれ ほとけ じき そじん ゆへ しょうとくたいし とりつけ

じん たう じつ おの ぶつほう べいせん はかりこと

神とは立るなるべし。実は己が仏法に引こんで米錢をむざぼる謀斗と

みへたり。是に妖化されし人ぐいつとなく誤伝へて、番匠の祖神

も取違たるなるべし。太子も靈有てかゝる非礼を問給は、嘸めいわ

くに有つらん。是皆妖僧の僻見なり。実の僧は妖怪を談らず、金銀を

むざぼらず、仏意<sup>13</sup>を演て人に益あることをしらしむ。故に、此こ

とを考、聖徳太子番匠の祖神ならざる事を知べし。聖徳太子を番匠

の祖神と祭ること、諸書に抛なし。惑へる事あるべからず。

の祖神と祭ること、諸書に抛なし。惑へる事あるべからず。

の祖神と祭ること、諸書に抛なし。惑へる事あるべからず。

かんがへしやうとくたいしばんじやう

とを考、聖徳太子番匠の祖神ならざる事を知べし。聖徳太子を番匠

の祖神と祭ること、諸書に抛なし。惑へる事あるべからず。

の祖神と祭ること、諸書に抛なし。惑へる事あるべからず。

の祖神と祭ること、諸書に抛なし。惑へる事あるべからず。

ばんじやうとうぐはじめり べん

四 番匠道具始の弁

ぞくせつ ぎおんしやうじやつく

俗説に、天竺祇園精舎を造るとき、仏菩薩の手足変じて鑿錐鉋となる。

どうぐこれ はじま いふ

番匠の道具是より始ると云。又曰、天竺曼荼羅太子、鍛冶をこのみ、

ばん じやう つく これこうもくてん かんじん

始て番<sup>ウ</sup>匠の具を製る。是広目点の分身也と。又番匠の道具は、こ

このみち つた しやうじつうく かつ このことあらば  
匠に此術を伝へ給ふこと、正史実録に曾てみへず。実に此ことあらば

『日本記』にのせざらんや。10其証なきを以て偽なる事を知べし 『日  
そのしやう じつばり

本記』曰、崇峻天皇元年に善信といふ尼、受戒学問のため百済国へ渡  
すじゆん ぜんしん あま じゆかいがくもん はくさいこく わた

り、同三年三月に帰朝す。是等をあやまりて聖徳太子の事とせるにや。』  
きてい くれち

又聖徳太子を番匠の祖神といふこと非也。上に略するごとく、日本  
しやうじつうたいしばんじやう そじん ひ かみ ほ

神代に番匠の祖神まします也。聖徳太子自番匠の業をし給ふこと  
ばんじやう そじん しやうとく みづからばんじやう わび

をきかず。たま〜四天王寺を建立し給ふといへども、番匠の祖神  
ばんじやう そじん

といふ事、曾て其理なし。実に祖神と敬ひ奉るは、天地開闢すると  
こと かつ そのり しつ そじん うやまたてまつ てんちかいひやく

ひとしく、始て此道を起し給ふ故に、祖神と申奉る。物じて祖神ウの  
このみち ゆへ そじん そつ

祖といふ文字は、事の始といふ意有。此外鑄物師の祖神・鍛冶の  
そ もんし こと はじめ こゝろあり この いものし そじん ちぢ

祖神・医の祖神等も、日本にて其ことを始め給ふ故に、祖の一字を置  
そじん い そじん ゆへ そ じ おい

てあがめ奉る也。まつそのごとく番匠の祖神も、其道を興し給ひて  
ばんじやう みち おこ

『俗説正誤』匠家必用記』(翻刻と解題) (一)

御子孫に伝へ給ひ、又人より人に伝へて、今此職をつとむるは、これ  
ごしせん つた いまこのしよく

職 神の遺教也。今より前へくり戻して祖神の教なることを明らむべし。  
しよく のこるおしへいま まへ もとむ おしへ あき

此道理をよく考ふべし。夫寺を建立し給ふによつて太子を番匠の祖神  
このどうり かんが それでち りう たいし ばんじやう そじん

といふならば、太子より六百余年已前、垂仁天皇の皇女、大倭  
よ いぜん すいにんてんむう くわうによ やまと

姫命は伊勢太神宮及国々所々に宮を建立し給ふ。是はいかゞ申べきや。  
ひめのなごといせたいじんくわおまひくにぐしよく みや こんりう

日本番匠の祖神は神代のことなれば、何万年已前といふこともはか  
ばんじやう そじん じんだい なんまん いぜん

りがたし。近年数の明らかなる、神武天皇御即位のとき、大和国  
ちか ねんすう あき じんむてんむうごせいゐ やまとのくに

樞原に内裏を建立し給ふに、番匠の祖神の孫に命して造らしめ給ふ  
かしはら だいら こんりう ばんじやう そじん まごみことり つく

ことを考るに、宝暦四年にいたり二千四百十四年なり。太子は漸千百  
かんがふ たいし やうやく

余年也。なんぞや後代の太子を番匠の祖神と敬ふときは、是より  
こうだい じやう そじん うやま これ

已前の人〜は家もなく、野にふし山にふしたるや。かくのごとき  
いぜん ひと の やま

事は、書をよみ学文したる人はよく知りたることなれども、番匠は  
こと しよ がくもん し ばんじやう

あた　　はくさいこく　　ししや　　けん　　しやかぶつ　　ぞう　　ぶつきやう

当りて、百済国より使者を献じ、釈迦仏の像并仏経をたてまつる。

だいじんいぬめこれ　　はい　　みかど　　たてまつる　　ものゝへのをし

大臣稲目は是を拝し給へと帝にすゝめ奉。物部尾輿申けるは、

わがてうしんて　　てんわう　　はい　　かみおほ

我朝神国なれば、天皇の拝し給ふ神多し。いかでか異国の神を拝せんや。

おぞ　　ほんてう　　かみ　　いかり　　てんわうはい

恐らくは本朝の神の怒をいたし給はん。これによつて天皇拝し給はず。

そのぞう　　だいししいなめ　　いなめまろこ　　はいじゆ　　すなはちのいへ　　すて　　てら

其像を大臣稲目に給はる。稲目悦んで拝受す。則其王家を捨て寺とし、

かうげんじ　　なつげ　　かのぶつぞう　　あんち　　につほん　　ぶつほうわた　　はじめ　　またがらん

向原寺と号て、彼仏像を安置す。これ日本へ仏法渡るの最初、又伽藍

をつくる　　はじめ　　てらしまうちはいく　　きんめいてんわう

を造立の始なりと云々『日本記』にも又同意。寺嶋氏曰、欽明天皇

十三年、始建「向原寺」。今有「河内国古市郡西琳寺是也。乃

ほんてうじあん　　はじめ　　これてんわうじ　　いぜん　　てらこんりう　　はじめ

本朝寺院の始也云々。是天王寺より三十五年以前、寺建立の始かく

のごとし。『日本記』に敏達天皇六年冬十一月庚午朔、百済国

わくつて　　かへる　　つかひおほわけおき　　きみらに　　たてまつる　　きやうらんとぞ　　ばくまき　　ならがりつし　　ぜんじ

王付「還使大別王等」、献「経論若干卷并律師・禪師・

びくに　　しゆこんのはかせ　　ほとけつくり　　てらつくり　　ついはん　　べらしむ　　なにはのおほわけ

比丘尼・呪禁師・造仏工・造寺工・六人、遂安「置」、難波大別

わうじに　　これ　　こんりう　　いぜん　　そのときすで

王寺云々。是天王寺建立より十年已前のこと也。其時已に

おほわけわうじある　　これ　　いぜん　　こんりう　　そのころしやうとくたいし

大別王寺有ときは、是より已前の建立とみへたり。其比聖徳太子五

さい　　につほんき　　びだつてんわう　　むまこなをよつて

歳にならせ給ふ。また『日本記』に、敏達天皇十三年、馬子猶依

ぶつほうに　　うやまひ　　みたりのあまを　　すなはちもつて　　あまを　　さづけて　　ひだの　　あたいたつ、とに

仏法「崇敬」三尼「乃以」三尼「付」氷田直与達等。

しめつくら　　きるものひものを　　つくりててらを　　いへのひがしのほうに　　あんちすまろくのせぞうを

令「供」衣「食」、経「營」仏殿於宅「東方」、安置弥勒石像云々。

むまこすくね　　またおいて　　いしかわのいへに　　つくる　　てらを　　じ

又曰馬子宿根、亦於「石川宅」修「治」仏殿「下畧」。此二ヶ寺は

てんわうじ　　いぜん　　こんりうあり　　どうじ

天王寺より三年以前に建立有。又『日本記』に、天王寺と同時に、

むまこすくね　　あすか　　まかみ　　はら　　ほうこうし　　こんりう　　みなふち　　さかたてら　　つく

馬子宿根「ウ飛鳥の真神の原に法興寺を建立し、又南淵に坂田寺を造る

このころしやうとくたいし　　さい　　かのてんわうじこんりう

こと有。此比聖徳太子十五歳也。彼天王寺建立の年より三十五年

いぜん　　かうげんじ　　こんりうあり　　とき　　しやうとくたいし　　うま

已前向原寺を建立有し時は、聖徳太子いまだ生れ給はず。かくのごと

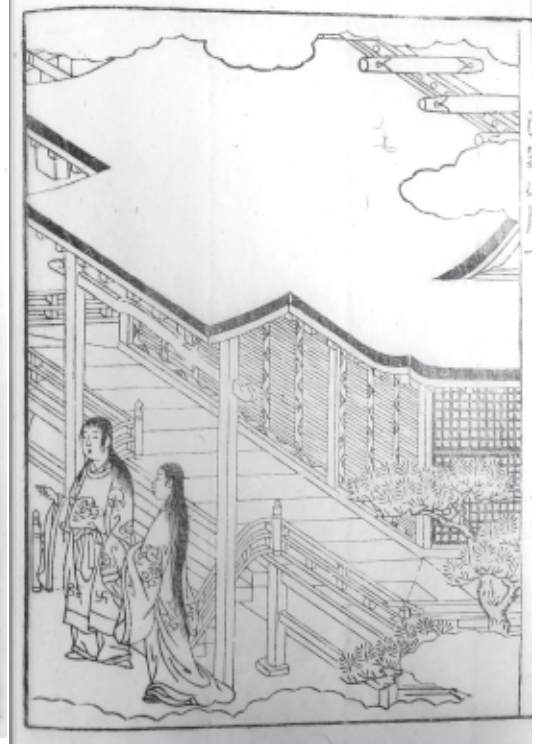
てんわうし　　いぜん　　はじめ　　ぞくせつ　　そのゐ

く天王寺以前に寺建立の始あれば、俗説の相違せることをしるべし。

〔又力〕 聖徳太子唐土へ渡りて番匠の道を習ひ得給ひ、帰朝の後日本の番



(7丁表)



(6丁裏)

またたいしもうし わた ばんじやう みち なら ちゑ きてう のちにつほん  
 也と。又太子唐へ渡りて番匠の道を「ウ習ひ得給ひ、帰朝の後日本の  
 ばんじやう このこと つた これによつてばんじやう そじん かるがゆへ まつ  
 番匠に此事を伝へ給ふ。依之番匠の祖神也。故に、祭るには  
 ぶつきやう よみ きよらい きん いふ いまあん てんわうじ てら はじめ あら  
 仏経を誦、魚類を禁ずと云。今按ずるに、天王寺は寺の始に非ず。  
 につほんき およびしよよ かんがふ しやうとくたいし にんわう だいびだつてんわう ぎやう  
 『日本記』及諸書を考るに、聖徳太子は人皇三十一代敏達天皇の御宇  
 たんじやう たんじやう しゃうとくたいし よちめいてんわうだい わうじ  
 二年正月に誕生し給ふ【聖徳太子は用明天皇第一の皇子也。  
 てんわうごぞくろ うち たんじやう もと な むまやど わうじ  
 天皇御即位なき内に誕生し給ひて、本の名を厩戸の皇子といへり。  
 しやうとくたいし おくりな しか せせくむまよとのわうじ な  
 聖徳太子といふは諡名なるべし。然れども世俗厩戸皇子といふ名をし  
 ひとおほ そくしう いたが しやうとくたいし き  
 らざる人多きゆへ、しばらく俗習に随ひ、聖徳太子と記するのみ。  
 しもみな これに ならへ そのち よちめいてんわう ぎやう ねん  
 下 皆 倣レ此】。其後三十二代用明天皇の御宇二年に、  
 しやうとくたいしせつしうたまつくり きし ほとり してんわうじ こころりう このとし  
 聖徳太子撰州玉造の岸の上に四天王寺を建立し」給ふ【此年より七  
 ねんのち すいごんわう ぎやう ねん いまくわうりやうさん これ いぜん  
 年後、推古天皇の御宇元年に今の荒陵山にうつす】。是より以前、  
 てらこんりう はじめありかるがゆへ わうだい らん いはく きんめいてんわうちせい ねん  
 寺建立の始有。故に、『王代一覽』に曰、欽明天皇治世の十三年に



てん たから あげ かぞへ しんこうある

天下の至宝となる事挙て算がたし。かくのごとくの神功有によつて、

あまてるお、んがみ じやうしやう

あまてるお、んがみ じやうしやう

天照太神の上匠とし給ひて、宮殿を造らしめ給ふ也。地神三代

あまつひこ ほのこ

あまつひこ ほのこ じきのみこと ひらが たかちは みね あまくだ この

天津彦々火瓊杵尊、日向の高千穂の峯に天降り給ひしときも此

じん みことのもり きうでん つく

またいづものくにきつき やしろごんりう はじめ

二神に命して宮殿を造らしむ。又出雲国杵築の大社御建立の始にも、

この しん おんごしやう

きうでんならびふねはし これじたい こと

此二神を御工匠として宮殿并に船橋等も造り給ふ也。是神代の事なれ

なんまんねいぜん こと はかり

じん ごせん しいたい はんえい

は、何万年以前といふ事も斗がたし。二神の御子孫次第に繁栄して、

じんたい きうでん

みなこの じん またご せん つく ところ じんわう

神代の宮殿は皆此二神、又御子孫の造り給ふ所也。人皇の

はじめじんむでんわうやまのくにかしはら だいら ことうえいあり とき じん おんまご めし なが

始神武天皇、大和国橿原に内裏を御造営有し時、二神の御孫を召て永

そのしよく よび

このゆへ よ、 みかど じん しせん たいりごせうえい

く其職に任し給ふ。此故に代々の「ウ天皇も、二神の子孫を内裏御造営

くしやうさだめ

きいのくになくさのこおり みき けう あらか けう じん

の工匠と定給ふ也。紀伊国名艸郡、御木の郷・鹿香の郷に二神の

しせんあり またたおきほおいのみごとはつこわか

いまさぬき くに あり せい とも いんべうち

子孫有。又手置帆負命の裔分れて、今讃岐の国に有。姓は共に忌部氏也。

また あわ くに

いんべあり くわしきて こと しいい なをこしせん

又安房の国にも忌部有。委事は『古語拾遺』にみへたり。猶御子孫

はびり しまこく いんべうちおほ

漫て、諸国に忌部氏多かるべし。かくのごとくの人、別て敬ひ 貴

ある

じんたい このかたそのせいほよも しうりう れきねんそのみち つた

ずんば有べからず。神代より以来其制法四方に周流し、歴年其道を伝へ、

いまばんじやうたくむごろいさおし みなこの じんかみおへ このゆへ ばんじやう そ

今番匠の工所の功は、皆此二神の神教也。此故に番匠の祖」6

挿絵(六丁裏、七丁表)

うやまひたたまる

またなごころいこく てらたぐみらいてう

てら つく ことあり

神と崇敬奉る也。又中比異国より寺工来朝して、寺を造る事有。

さだめ そのひと せい ある

しか どもにつほん しんけい あぢき ろん およ

定て其人の姓も有べし。然れ共日本の神系に非れば、論するに及ばず。

につほん むま ひと

しんせん ひと

日本に生れし人、十が九つ神孫也。かくのごとくの人、それ／＼の

そじん かんがへ つねうやまふ

祖神を考て常に敬ふべし。

㊦ 聖徳太子は番匠の祖神に非る弁 附天王寺の説

しやうとくたいし ばんじやう そじん あらぎ べん てんわうじ せつ

俗説に曰、聖徳太子始て天王寺を建立し給ふ。これ日本寺建立の始

かるがるへ したてて むま ひと なか しんとう  
故に、神国に生れたる人第一しるべきことは神道ぞかし。中にも

ばんじやう そのしよく かみ つた ひよくそのわき つと あにしんこく しんとう  
番匠は其職を神より伝へて日々其業を勤む。豈神国の神道ならざら

こ、もつてそのしよく ひと べつしそのしよく そじん  
んや。是を以其職たる人は別て其職の祖神をしらずんば、たとへば

おやあつ おや さる なかごりやうぶしうがう しんとう  
親有て親をしらざるにもまされり。去ほどに中比両部習合といふ神道

つく かみ ぶつばさつ こんざつ ながし しんじや ほんぢなに ほとけ いひ  
を作りて、神を仏菩薩に混雑し、何某の神社は本地何の仏など、云く

しんじや てんぢくふう しかへ かみ やつこ ひくき おと しんとう  
らまし、神社をも天竺風に仕替、神ウを奴のごとく卑に落して、神徳

うし こと せいすい どう ながす またぼんじやう そじん しやうとくたいし  
を失ふ事は清水に泥を流がごとし。又番匠の祖神をも、聖徳太子に

しかへ まつ ぶつきやう よみ ぎよるい きん これらみなりやうぶしうがうしや  
仕替、祭るにおゐては仏経を誦、魚類を禁ず。是等皆両部習合者の

しよい このゆへ ばんじやう ひと まこと そじん うし あんや ともしび  
所為なるべし。此故に番匠たる人も実の祖神をとり失ひ、闇夜に燈

のきへたるがごとし しかる なかごら らんせいひき おさま や、もすれらんぞく ひき  
のきへたるがごとし。然に中比の乱世久しく治らず。動ば乱賊に引

あるひやうくわけふり なつ とろざい にけはし あんしん おり  
ちらされ、或は兵火に煙と成て東西に逃走り、安心ならざる折からは、

これ さつ いま しかいなみ たいへい  
万人是を察せざるもことほり也。今や四海波しづかにして、太平の

『俗説正誤』匠家必用記』(翻刻と解題) (二)

みよ うま おも で そじん そ しんくわう  
御世に生れし<sup>4</sup>思ひ出に、祖神の祖たる神光をか、げて、神恩を謝し

たてまつ ばんじやう ひと ほんい いふ りやうぶしうがうしや かうさん ひとく  
奉るは、番匠たる人の本意とも云べけれ。両部習合者へ降参の人々、

このり かんが あやまち あらため じんたい さだま まこと そじん うやま たてまつ  
よく此理を考へ過を改て、神代より定る誠の祖神を敬ひ奉らば、

そのしよくはんじやう もとひ うたがひ ある  
其職繁昌の基本たること疑ひ有べからず。

㊦ 番匠の祖神基本を起給ふ事

かたじけなしんこてばんじやう そじん そのみち もとひ おこし そのみなもと たつぬ てんじん  
忝くも神国番匠の祖神、其術の基本を起給ふ其本源を尋るに、天神

だい あた いざなぎのみこと いざなみの みこと しま あまくだ  
七代に当りて、伊弉諾尊、伊弉册(ママ)ウ尊おのころ嶋に天降りまし、

あまのとほこ もつ くになか あめのみほしら やひろ との たて この  
天瓊矛を以て国中の天柱とし、八尋の殿を化立給ふより此ことおこ

これしなだいてんきう はじめ すなほちこのでん ばんもつ くはせい  
る。是神代天宮の始也。則此殿にましくて万物を化生し給ふ。

かのくになか みほしら たて ごしんとく たおきほおひのみこと ひこさしりのみこと  
彼国中に御柱を化立給ふ御神徳によつて、手置帆負命・彦狭知命二

じんはじめばんじやう みち もとひ おこ きつでんおおくたのおまじもろく きざい たくみ  
神始て番匠の道の基本を起し、宮殿屋宅及諸の器財を工し給ひて、

十一 問答ウ

しやうかひつよき  
匠家必用記上之卷

立石定準記

○ 神国神道并两部習合の大意

しんこくしんとう りやうふしやうかう たいり  
たうめるにぞれ しんてく みち すなはちしんとう そのゆへ あまつみおやくにとこたちのみこと  
原 夫 日本は神国にして道は則神道也。其故は、天祖 国常立 尊

はじめ てんじん だいぢじん だい かみ くに とうぎよ じんわう  
を始とし、天神七代地神五代の神く国に統御し給ひ、人皇は

じんむてんわう はじめ ぢじん だい じんわう みやうちく  
神武天皇に始り【地神五代并人皇といふ名目はなきことなれども、し

ぞくしやう しるす これを いま あまてるおんがみ  
ばらく俗習にしたがひ記レ之、百十七代の今にいたる迄、天照太神

すべなまご あまつひつぎ めし かみ つた みくき かんたからおんみ まもり  
の皇御孫、天祚をしろし召て、神より伝ふる三種の神宝御身の護と

くわとうばん ぜいあめつち とも きはまり けだしこれしんてく しるし  
ならせ給ひ、皇統万々歳天地と共に窮なきは、蓋是神国なる」の證

からてんぢく ためし たつと  
なり。唐天竺にはかゝるめでたき例なし。貴くも又有がたきことなら

このゆへ ばんこく すぐ たつと  
ずや。此故に日本は万国に勝れて貴きことをしるべし。かくのごとく

しんこく かみ おしへ しんとう しんとう じんとう ちうぼみ  
日本は神国なれば神の教を神道といへり。神道は人道にて朝暮身には

みち うま ひと このおしへ したがひ いへ とこのへみ おまむ  
なれざる道也。日本に生れし人は此教に隨て、家を齊身を脩べし。

くんしん ふし ふうふ きやうだい ほうゆう まじはり しやうじきじゆんわしんまう ほじよく まこと  
君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友の交に、正直淳和の神教を節し、誠

つね そのかげう つとむ ひと しんとう まも  
を常として其家業を勤る人、これを神道を守るといふ也。かくのごと

みち まも かみ みやう かな かなしぜん さいわい つね ぞちおう  
く道を守る人は、神の冥<sup>レ</sup>ウがに叶ひて必自然の福あり。常に相應の

たのしみ くるしみ そのうへちやうじゆたちち しやうゆたか  
樂ありて苦といふことをしらず。且長寿を保て一生を豊にくらし、

わさはい みち まも とく かがゆへ しんこく むま このくに たつと  
外より災来らざるは道を守るの徳也。故に、神国に生れて此国の貴

きことをしらずんば、日本に生れたる甲斐なし。遠き異風の教に本心

うば、 ちか しんこく しんとう あるひ じやよくふぎほうらつ  
を奪れて、近き神国の神道たることをしらず。或は邪欲不義放埒にし

ひやうり おの み たて ひと なんぎ かへりみ ひと かならずしるんい  
て表裏をこととし、己が身を立んとて人の難儀を省ざる人は必親類

ほうゆう とを つね こころくるしみ や、もすれわさはい  
むつまじからず、朋友に遠ざかり、常に心に苦たへず。動は災<sup>レ</sup>

おこつべいせんこれ ため おのずからひんじや しんきやう まも い、  
起て米銭是が為につゐへ、自貧者となるは神教を守らざるの謂也。

ため たとへ たしきこと きうでん しよ かいてい ばんじやう  
 が為なり。譬ば正説は宮殿のごとく、書は階梯のごとし。番匠の  
 わらんべしよく このしよ  
 童 職のいとまごとに此書をみるときは、自然と彼宮殿に至り易か  
 はじめもつはらばんじやう かみ こんざつ べん つき じんだいむかしがたり  
 らんか。始に専番匠の神の混雑せることを弁じ、次に神代の昔語  
 うつ ばんじやう かみ しんとく をほり みやつくり とりい いた  
 を写して番匠の神の神徳をのべ、終に宮造より鳥居に至るまでその  
 こじつ あらは また やつくりきつげう べん くは ぐわん まこと このしよく  
 故実を顕し、又、屋造吉凶の弁を加へて三卷となしぬ。4 実に此職た  
 ひと そのもと もとむ じよ すこし えき つたな こと は ひつ  
 る人の其元を求る一助とせば、少の益もあらんかしと拙き言の葉を筆  
 ばんじやう わらんべそな  
 して、番匠の童に備ふることしかり。

美作国津山  
 宝歴五乙亥年 立石定準誌 印「ウ」

しやうかひつようき  
 匠家必用記上之卷

目次

- 一 神国神道并に両部習合の大意  
しんこくしんとう りやうぶしうがう む
- 二 番匠の神基本を起給ふ事  
ばんじやう かみもとい おこし
- 三 聖徳太子番匠の祖神に非る弁附り天王寺の説  
しやうとくたいしばんじやう そじん あらさ てんわうじ せつ
- 四 番匠の道具始りの弁  
ばんじやう どうぐはじめ べん
- 五 神道は家職に離れざるの弁  
しんとう かしよく はな べん
- 六 番匠を大工といふ弁附り飛驒の匠が説<sup>1</sup>  
ばんじやう だいく べん ひだ たくみ せつ
- 七 尉の字を書弁  
ぜう じ かくべん
- 八 藤原の姓氏の弁附り四姓の説  
ふぢはら せいし べん しせい せつ
- 九 彫物の弁  
ほりもの べん
- 十 番匠の祖神祭の事  
ばんじやう そじんまつり

此書は美作国津山の人立石氏の述る処也。第一番匠祖神の事を記し、次に神社佛閣の始り宮造の故実千木鱈木玉垣神門鳥居等の由来、棟上の神事道具□始、藤原姓名の故実大工小工の号、彫物の弁、唐尺の弁、造作吉凶五行相生相克の弁、其外番匠心得の事、数多載之。此職たる人見すんはあるへからず。実に可謂是匠家必用之書也。

俗説 匠家必用記 全部 三卷

附録 神明造宮雛形并神輿雛形入

東都書肆

千鍾房梓

(上之卷見返し)

匠家必用記序

美作州津山人立石氏与余省応、其ノ人也嘗好史学、頗誦國典、而躬家于市井、業下文籍、与匠具于店上者也。頃来京畿、有訪。余僑居、問安言、故之余談及于今世之工匠、趨新忘旧、疎本逐末者多矣、因出其所自著、題匠家必用一書、而視余曰、僕雖固陋寡聞、曾有取私淑、是書於匠家、謂之温故知新之一助、亦庶幾乎。請子序之、拓而閱之、始論凡匠家欽業者有之、所嘗主祭、ウ中ハ乃引國典証之、終乃圖上古宮制之式、而備在考、一立石氏用心于此ノ書、可謂勤矣。雖然、匠家之業、固非余所知、則其言於匠家、其可必、其不可、亦不所可焉。而原始、要終、敬先、敦古、何業、疎之、何道、舍之、然則立石氏之書、亦可不必用、匠家一乎、遂書之、以塞其求云。

室一歴丙子孟陞ノ之月

皇和 鶴阜 原益友諒甫題

印 印

匠家必用記自序

やくしぶつ もつ い そじん かんじやうく かち そじん あいぜん  
 薬師仏を以て医の祖神とし、管丞相を鍛冶の祖神とす。愛染をもつて  
 こんや そじん ほていおしやう かくじん たくひ みなこれぞくせつ しょい  
 染匠の祖神とし、布袋和尚を福神とする類、皆此俗説の所為也。  
 いはゆるにつほんばんじやう そじん たいりやくこれおなじ しんとく うしな むかし しょのせ  
 所謂日本番匠の祖神も大略是と同ふして神徳を失ふ。昔より書に載  
 しんとく あぶぐ ことくわし あるいそのぶんかたぐ ばんじやう わらんべこれ  
 て神徳を仰といへども事委からず。或は其文堅して、番匠の童是を  
 みることに難し。故に、俗説混雑して末に走る人は多く、其元にいた  
 ひと まん しかく かげう しんしょ  
 る人は万にして一人のみ。僕この職ならねども、家業のいとまに神書  
 けみ おりくそのごじんみやうとごろ ごしんとく  
 を閲し、時々其御神名の所にいたりて、御神徳のかくれたる事をなげ  
 ついやむことを哀す この しょ なづけしやうかひつようま ものしる  
 きぬ。終に不得已して此ことを書す。号て匠家必用記といふ。博識人  
 のみるべき書にはあらず。唯番匠の童をして、其理を覺さし」ウめん

『俗説 匠家必用記』 〈翻刻と解題〉 (一)

一. はじめに

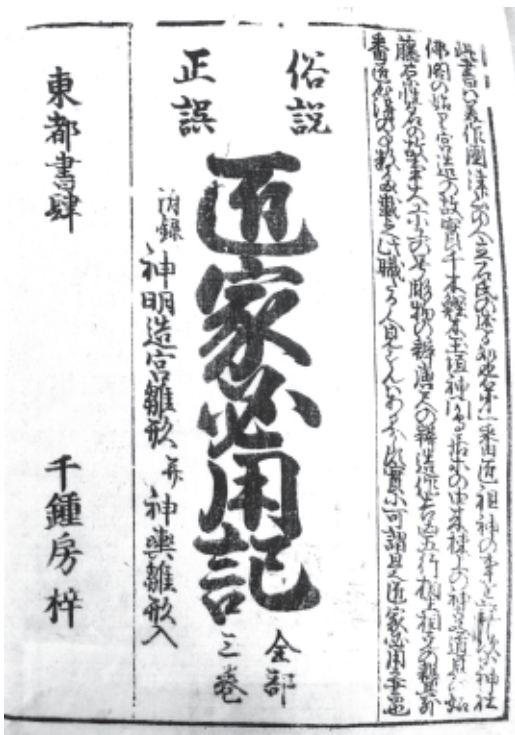
本稿は、宝暦六(一七五六)年に刊行された、『俗説 匠家必用記』の翻刻と解題である。本号(三五号)で「上之巻」「中之巻」を翻刻し、次号(三六号)で「下之巻」と解題を掲載する予定である。

- ・ 翻刻にあたり、以下のようにした。
- ・ 旧字は新字に改めた。
- ・ 句読点、括弧は私に付した。
- ・ 底本で二行書きになっていた箇所は【】で示した。
- ・ 濁点は底本のままとした。
- ・ 丁付は、表を「」、裏を「ウ」とした。
- ・ 印刷のかすれ等で判読できない文字は□とした。
- ・ 文脈から推定できる箇所は( )で補った。
- ・ 明らかな誤りと思われる箇所には(ママ)と注記した。

二. 本文翻刻

俗説 匠家必用記 上  
正誤

中森康之  
三津井牧子  
(本学学生)



(上之巻見返し)